

平成18年第3回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成18年9月20日(水曜日)

午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第55号 教育委員会委員の任命について
- 第5 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第58号 訓子府町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- 第7 議案第49号 農業用排水施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第8 議案第53号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第46号 平成18年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)について
- 第10 議案第47号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第11 議案第48号 平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第12 議案第50号 訓子府町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第51号 訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第52号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第54号 財産の取得について
- 第16 議案第57号 農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第17 認定第1号 平成17年度訓子府町各会計決算の認定について
- 第18 一般質問

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
13番	渡邊	易右工門	君	14番	橋本	憲治	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深見	定雄	君
助	役	宮川	伊三男	君
総務課	長	山田	日出夫	君
企画財政課	長	佐藤	正好	君
町民課	長	山川	栄二	君
福祉保健課	長	佐藤	純一	君
福祉保健課業務監		三好	寿一郎	君
農林商工課	長	山内	啓伸	君
建設課	長	竹村	治実	君
水道課	長	竹村	治実	君
施設車両課	長	小田	藤夫	君
教育	長	小野	茂	君
管理課	長	平塚	晴康	君
社会教育課	長	佐藤	明美	君
給食センター所長		石森	修	君
社会教育課業務監		上野	敏夫	君
教育委員	長	白崎	隆誠	君
農業委員会	長	鳥山	勝見	君
監査委員		四十物	義雄	君
選挙管理委員	長	田古	久	君
農業委員会事務局	長	菅野	宏	君
出納室	長	菊池	一春	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小野	良次	君
議会事務局	係長	今田	和則	君

開会の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、平成18年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠を報告いたします。本日は、小坂議員から午前中欠席の届出が出ております。したがって、13名の出席であります。

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（柴田喜八君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が13件、認定が1件、その他、請願が1件、報告が1件、その他、議員の派遣についての議決があります。

以上でございます。

会議録署名議員の指名

議長（柴田喜八君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、2番、安藤義昭君、3番、渡邊守彦君、4番、山本朝英君、5番、松浦啓博君を指名いたします。

会期の決定

議長（柴田喜八君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

なお、台風通過後、ちょっと何か温度が上がってきておりますので、それぞれ会場の皆さん暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

行政報告

議長（柴田喜八君） 日程第3、深見町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（深見定雄君）　ただいま、お許しをいただきました行政報告に先立ちまして、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第3回定例町議会をご召集申し上げましたところ、13名のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、人事案件についてですが、教育委員会委員1名が本年12月5日をもちまして任期満了となりますことから教育委員の選任についてご同意をいただきたく提案させていただいております。

次に、各会計補正予算案についてであります。一般会計につきましては、総額3,394万8,000円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容といたしましては、総務費では、町道民税等の還付に伴う「還付金及び還付加算金」などを。民生費では、2つの地域共同作業所の統合に伴う「地域活動支援センター運営費補助金」や障害者自立支援法に基づく「自立支援療養給付費」などを。

農林水産業費では、各種道営農業基盤整備事業償還金の繰上げ償還に係る「各事業促進期成会交付金」などを。

教育費では、公民館まちづくり講座の講師謝礼の「報償費」などを計上しています。

また、国民健康保険事業特別会計につきましては、「保険財政共同安定化事業拠出金」や「退職医療交付金返還金」など、総額5,914万7,000円の追加補正を。

介護保険事業特別会計につきましては、「国庫支出金等返還金」など、総額1,337万円の追加補正を提案させていただいております。

次に、8月18日、19日の大雨による被害の復旧に急施を要したため、公共土木施設及び農林水産業施設に係る災害復旧費の「一般会計補正予算専決処分承認」の提案を。また、土地改良法の準用による「農業用施設災害復旧事業の施行について」の提案をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

条例の制定につきましては、繰上償還に伴い不要となる「農業用排水施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例」をはじめ、健康保険法等の改正に伴う「訓子府町老人医療費の助成に関する条例」、「訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例」、「訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」、「国民健康保険条例」の一部を改正する条例の制定について提案させていただきます。

また、庁用コンピュータシステムのうち老朽化が著しい一部の機器を更新するため「財産の取得について」議会の議決をお願いいたします。

最後に、「平成17年度訓子府町各会計決算」につきまして、議会の認定をいただきたくよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、助役あるいは担当課長から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。本定例会招集のご挨拶といたします。

引き続きまして、お手元に配付させていただいております行政報告を申し上げます。

はじめに、停滞前線に伴い8月18日から19日にかけて降り続いた大雨による被害及び対応の状況についてご報告いたします。

柏丘の気象ロボットでは、降り始めからの総雨量は163ミリに達しましたが、特に19日午前4時からの時間雨量が22.5ミリを記録し、この強い雨が被害の発生に大きく

影響したものと思われます。

18日午前11時からパトロールを行い、午後からの小康状態により夜間は職員の自宅待機にしましたが、翌朝の強い雨により午前4時30分災害対策本部を設置するとともに職員を招集し、消防団・消防職員の協力もいただき災害現場の応急対策を開始いたしました。

丸一日にわたる大雨により小河川の越水や土砂の流失、砂利道の路盤洗掘、路肩・法面の崩落などが町内のいたるところで発生しました。

被害の発生状況は、床上浸水非住宅2棟、床下浸水住宅4棟をはじめ、道路被害は路盤洗掘16カ所、路肩崩落13カ所、法面崩落2カ所など32路線において、河川被害はトラフ洗掘3カ所、法面崩落8カ所、ブロック損壊1カ所など10河川となっております。

また、レクリエーション公園の園路や橋1カ所が隣接する協成川の濁流に洗われ損傷したほか、駒里の町有林にある熊の沢林道も一部損壊しました。

農村被害では、収穫を待つ畑が77ヘクタールにわたり冠水し、一部作物が流亡したほか、表土流失や法面崩壊も報告されています。

また、今後においては、冠水による作物の品質の低下も懸念されます。

きたみらい農協では、低金利災害資金の創設や農地復旧経費の助成などの災害対応を決定し、関係行政機関に対し補助の要請を行っており、町としましては、北見市、置戸町の動向を見ながら、被害の全容が明らかとなった時点で対応してまいりたいと考えております。

土木災害の復旧につきましては、道路被害は民間業者の協力を得ながら主に直営で対応し着実に復旧が進んでいますが、河川被害のうち規模が比較的大きかった紅葉川、農試川、豊坂川、協成川の4河川は、農業用施設災害復旧事業での対応を予定し、網走支庁と協議を行っております。

なお、一連の災害復旧にかかる経費につきましては、額の確定には今少し時間が必要ですが、緊急を要した上、災害復旧事業の採択をお願いする関係から、今議会に専決処分の承認をお願いしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後におきましては、一日も早い復旧事業の完了に努めることはもちろんですが、関係機関のご協力をいただきながら防災体制の充実に引き続き努力しなければならないと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、農作物の合同作況調査についてでございます。

農作物の合同作況調査は、町議会議長をはじめ、関係機関・団体のご協力をいただき、去る9月5日に実施いたしました。その結果についてご報告申し上げます。

本年は、融雪の遅れから移植作業が1週間程度遅れ心配されましたが、その後天候は回復し、6月上旬には一時低温・日照不足となったものの、8月中旬までは概ね高温・多照で推移したため、各作物の生育は回復しており、一部では生育が進んでいる作物もあります。

一方で、8月18日から19日にかけての大雨で、全町的に作物の冠水・流亡等の被害が出ており、以降も降雨が続いているため、たまねぎ・馬鈴しょにつきましては、腐敗や病害による製品歩留まりの低下が懸念され、今後の気象推移が気になるところでございます。

この作況調査は、各作物とも達観によるものでありますが、主要作物について、平年の収量を100とした指数で申し上げますと、水稻は104.1の「やや良」、小豆は112.1の「良」、トラ豆は102.9の「やや良」、たまねぎは95.8の「やや不良」、てん菜は102.1の「やや良」、馬鈴しょは96.0の「やや不良」、デントコーンは100.4の「並」となっております。すでに収穫を終えた小麦につきましては、刈取時期の天候に恵まれ、ほぼ平年並みの収量・歩留まりであると伺っております。

以上、作況指数を中心にご報告申し上げましたが、残された収穫作業が順調に進み、豊穰の秋を迎えられますよう期待するところでございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間、質疑をすることを許します。質疑は、1人2回に制限いたします。ご質疑ございませんか。

佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 1点目の大雨による災害について、今後のことについてちょっとお伺いしたいと思います。まず近年の異常気象でしょうか、ここ集中豪雨とか、干ばつが非常に目立っているのがお気付きだと思いますけれども、特に河川の件でありますけれども、基本的に河川の事業というのは、下からやっていってだんだん奥のほうの事業をやる関係で、今回の典型的なそういう形だと思いますけれども、上が整備されて下の受け皿が足りないというのが現状だと私は思います。

そこで、先日の3日間の懇談会でもある農家の方からお話がありましたけれども、この際、河川のいわゆる下流の整備について考えてほしいと。せっかく作った玉ねぎが水の中ではとても耐えられないというような意見がありましたし、今後総合計画の中で、この河川事業について見直しの考えを持っておられるのか、その点について伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま大雨の災害に関連いたしまして、河川の再整備という点でご質問をいただきました。確かに議員おっしゃられるとおり、昨今の河川の状況は周辺の整備が進むことによって、かなり下流のほうで被害が発生する状況がまま見受けられております。そんな関係から今総合計画の中で、全体的な河川の整備、見直しというものを行っていく考え方でありますけれども、具体的なものは今のところ持ってございません。ただ、あくまでも河川の整備につきましては、国あるいは道の補助事業による整理が必要でございまして、特に昨今危険度が高まっております紅葉川につきましては、近い将来で道の補助金を導入しながら再整備をすることで現在のところ検討しております。道とも今後協議を進めていこうという段階でございまして、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） 関連でお伺いすれば良かったのですが、今佐藤議員の方から話ありました件ですけれども、77ヘクタールが冠水しているということです。それぞれの議員がそれぞれ現地を回ったわけですが、行政、町のほうはどういう状況かというのはたぶん承知かと思いますが、自分の見た中でも今畑総が上のほうから完成してきていると。そういうことで、トラフあるいはその大きな排水からもう30分かつかないで鉄砲水ようになって出てくるのです。自分も山林川のそばにいたのですが、15分ぐらいいでもう見違えるぐらい増える。ところが、止んで15分ぐらいい経つと減っていくとい

うような状況下にあります。そんな中で、各所でそういう被害があったのですけども、特に旧用水なんかも含めて見ますと直角に全部曲げているのです。そこで水が全部、直角なものですから回りきれなくてオーバーフローして、実郷の永井さんの畑は特にそうなのですが、上のほうで直角の排水からオーバーフローする。あるいは、その道道のところでは今度は逆にまた直角で上に一旦上がって下がっているという、そういうその直線で行けばいいものをなぜあのようにしたのか自分も不思議なのですけれども、やはりあのようなところも、道道であろうともやはりチェックは行政側がすべきだと思いますし、ぜひそういった面、道や国に要請をすることをぜひお願いをしたい。また、大谷のたぶん畠山さんの畑のところだったのですが、それも直角なのです。砂利が詰まって、U字溝が砂利で高くなってしまってまっすぐオーバーフローする。あるいは、下のほうへそれがまた砂利が溜まるというようなこと。そういうところが随所にあるというようなこと。やっぱり水の流れだとかそういうこと、こういう機会に道なり国なりにもっと研究をさせて、同時に予算を獲得するぜひ努力をしていただきたい。そのことによって、災害かなり防げるのではないかと考えていますので、付け加えてその点についてお伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま河川の関係で、さらにご意見がございました。

確かに、昨今の畑総事業等で整備が進んでおります。議員もご承知のように、基盤整備の中で私も状況を見ておりますけれども、畑の面積を増やすために沢が埋められて、保水がだんだんできない状況になっているということも含めて、いろいろ関連する起因する問題がいろいろあるかと思っておりますけれども、そのようなものに耐えていくような排水というものが、今後必要になってくるであろうというふうに私も認識をしてございまして、今後これらの問題に抜本的に取り組んでいくということになりますと、かなりのお金と期間が必要であると思っておりますけれども、これらについての問題解決に向けて、国あるいは道のほうに要請をしながら計画的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございまして、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 3番、渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） 先ほどの大雨被害の関係で、訓子府川流域と福野の地域なのですが、先ほど玉ねぎが流れたという話が町長のほうからありましたけれども、大きな被害を受けた農家がおられます。その方から直接お話を聞きましたら、圃場の半分以上が流れたと。そして、拾ったのがコンテナで10基、あとは全部流れてしまったと。そういうようなことで、何とか先ほどきたみらいの農協が流亡した農地に対する支援措置なんかも検討されているようなんですけども、その農家の話では何とかならないかと、税金を減免してくれるような方法ないのでしょうかという話を直接私は耳にいたしましたので、先ほど近隣の町村の動向を見ながら対策を考えたいと。こういう話がありましたけども、直接被害に遭われた、生産物がもう流れてしまったと。こういう世の中に対する町民税の減免等を、ぜひ、この際に考える必要があるのではないかとこのように思いますので、その辺のお考え方はどうかお聞きしたいと。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） ただいまご質問ありましたけれども、まず、きたみらい関係の対策ということなのですが、一つはきたみらいでは農地の流亡ですとか、そう

いうものに対して事業費が20万円以上かかった。これはかなり大きい被害を受けた農家というふうに理解していますけども、そういう方に限りましては3分の1助成すると。加えて、作物の流亡等でありますけども12月段階で資金の貸し付け。これについては、低利、内部金利だと思えますけども、低利で貸し出すというような対策をやるということになってございます。これにつきましては、ただいま町長から申し上げましたとおり、被害が明らかになった時点で、町といたしましても、きたみらいに追随するよう形で提案していきたいというふうには考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 以上をもって行政報告を終了いたします。

議案第55号

議長（柴田喜八君） 日程第4、議案第55号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。27ページになります。

町長。

町長（深見定雄君） 議案第55号 教育委員会委員の任命について、人事案件でございますので私からご説明申し上げます。議案書27ページでございます。

教育委員であります鏡隆男さんが、本年12月5日をもちまして任期満了となります。

鏡さんには、平成14年12月6日から教育委員としてご活躍いただいております、引き続き任命いたしたくご同意をお願いするものでございます。

鏡さんの経歴につきましては、議員の皆さんもご承知のことと存じますが、改めて簡単にご紹介申し上げます。鏡さんは、昭和26年生まれの現在55歳で実郷にお住まいでございます。昭和45年に訓子府高等学校をご卒業後、家業の農業に従事され現在に至っております。この間、昭和51年から5年間本町の体育指導員としてご活躍され、また平成2年に居武士小学校後援会会長、平成10年に訓子府高等学校PTA会長、翌年の平成11年には同高等学校の体育文化後援会副会長などを歴任されているとともに、昭和59年以来長年にわたり居武士小学校のスケート少年団の指導部長として現在も活躍されております。

このように鏡さんは、学校教育の振興はもとより社会体育の振興など、各分野においてご尽力されており、また教育委員として1期4年にわたりその職責を全うされており適任者と考えていますので、鏡隆男さんの教育委員任命についてご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成18年12月6日から平成22年12月5日までの4年間でございます。よろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第56号

議長(柴田喜八君) 日程第5、議案第56号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。28ページです。

企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) 議案第56号について、提案説明を申し上げます。議案書の28ページをご覧くださいと思います。

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

この専決処分の内容につきましては、議案書30ページ以降の専決処分書のとおりですが、平成18年度訓子府町一般会計補正予算について急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

なお、補正の要因は、先ほど町長から行政報告がありました本年8月18日から19日にかけて発生した大雨災害の復旧関連経費でございます。

それでは、専決処分書により専決処分を行った平成18年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)の内容について説明をいたしますので、議案書の30ページをご覧くださいと思います。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正についてであります。歳入歳出それぞれ8,306万8,000円を追加し、予算総額を45億623万円としたものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりですが、これにつきましてはご覧をいただくこととし、33ページ以降の事項別明細書により、後ほどその内容を説明させていただきます。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、第2表の地方債補正のとおり、農業用施設補助災害復旧事業に充てるため1,530万円を限度として追加しようとするものであります。

33ページは歳入予算の補正でございます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

ここで35ページの地方債の年度末現在高の調書をご覧くださいと思います。

今回の補正によりまして、一番右側の平成18年度末現在高見込額については、下から3行目にありますように74億5,220万4,000円となります。

続きまして、また34ページに戻っていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

ただいま一通りの説明をさせていただきましたが、今回の大雨による被災箇所の一覧と位置図等につきましては、資料1として別に配付させていただいておりますのでご覧をいただきたいと存じます。

また、今回補正した事業費につきましては、概算額で計上させていただいております関係上、11月に行われる予定の補助災害の査定等により増減が生じてまいります。今後、単独災害にかかる起債などの歳入を含め、額が確定した時点で再度予算補正をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、専決処分を行いました総額8,306万8,000円を追加した補正予算の内容について説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。1人3回まで質疑することができます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これより議案第56号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第58号

議長(柴田喜八君) 日程第6、議案第58号 訓子府町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。37ページになります。

安藤義昭君。

2番(安藤義昭君) 議案第58号 訓子府町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について。議案書の37ページをお開きください。

議員提案でありますので、議案第58号 訓子府町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について提案説明をいたします。

訓子府町議会傍聴規則(昭和62年議会規則第2号)の一部を改正する規則を次のように制定しようとするものであります。

平成18年9月20日提出。

本議案の提出者は、所管でもありません、議会運営委員会所属の委員6名がなっております。訓子府町議会議員、安藤義昭、同じく松浦啓博、同じく山本朝英、同じく小坂正利、同じく渡邊易右工門、同じく橋本憲治。

この改正につきましては説明もありますが、傍聴席の入場制限の緩和及び傍聴しやすい環境等を考案しながら再検討した結果、見直しを行うこととして、今回、傍聴規則を改正

しようとするものであります。

記以下につきましては、議案書の39ページの新旧対照表で申し上げますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。それでは39ページをお開きください。

まずはじめに、第1条の見出し中「この規則の目的」を「目的」に改めるものであります。

次に2つ目として、第3条の「傍聴の手続」についてであります、「所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に」を「備え付けの傍聴人受付簿に住所、氏名及び年齢を」に改めるものであります。

3つ目は、第4条の「傍聴人の制限」についてであります、「傍聴席の都合によって傍聴人」を「傍聴席の都合により、傍聴人の数」に改めるものであります。

次に4つ目といたしまして、第6条の「傍聴席に入ることができない者」であります。現行の第6条第1項第1号から第9号までについては、先ほど説明しましたように、傍聴しやすい環境などを考案して、制限をゆるやかにするよう第1号から第4号まで改めるものであります。

また、議案書の40ページになりますが、現行の第6条の第2項から第4項につきましても、同じような理由で削除するものであります。

次に、5つ目の第7条「傍聴人の守るべき事項」につきましても、先ほどの第6条と同様の制限をゆるやかにした上で、改正案を第1項第3号では「携帯電話の電源を切ること。」などを盛り込むなど、現状に即した内容に改めるものであります。

次に、6つ目の第8条につきましては、現行の「写真、映画等の撮影及び録音等の禁止」事項の改正案です。「あらかじめ議長の許可を受ければ撮影及び録音ができる」ように改めるものであります。

7つ目としましては、第9条については「傍聴人は「すべて係員の指示」に従わなければならない」に改めて、係員の権限を強くするようしております。

次に、議案書41ページの一番上にありますが、現行の第10条の「違反等に対する措置」につきましては、「命令に従わないとき、その他議長において必要があると認めるときは、議長は退場させることができる。」こととしておりますが、改正案では「命令に従わないときは、これを退場させることができる。」とし、違反者は退場させるようにするとともに、この条を改正案では第11条に繰り下げ、この前に「秘密会」があった場合の対応を第10条「傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。」と加えております。

この「秘密会」につきましては、本町議会では過去にあまり開催した事例はないと思っておりますが、他の町村の傍聴規則では表現していることもありまして、今後「秘密会」があるなしにかかわらず今回追加しております。

附則でございますが、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

なお、今回の規則改正につきましては、既に各常任委員会に改正内容を説明させていただきましたので、今までのすべてのそれぞれの議案提案につきまして説明をさせていただきました。

以上、議案第58号について、提案説明させていただきましたが、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。
ご質疑ございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第58号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号、議案第53号、議案第46号、議案第47号、議案第48号

議長（柴田喜八君） この際、日程第7、議案第49号、日程第8、議案第53号、日程第9、議案第46号、日程第10、議案第47号、日程第11、議案第48号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第49号から順次説明を願います。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第49号について説明いたしますので、議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

議案第49号 農業用排水施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について。

農業用排水施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例（昭和60年条例第6号）を廃止する条例を次のように制定しようとするものであります。

記としまして、条例案を載せてありますが、その内容につきましては、農業用排水施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例（昭和60年条例第6号）は、廃止するというものでございます。

この基金につきましては、国営及び道営農業用排水施設整備事業に係る償還利子に充てるため造成したものであります。後ほど一般会計補正予算で提案をさせていただきますとおり、これら事業の償還金を繰上償還することに伴い、基金が不要となるため廃止しようとするものであります。

附則としまして、この条例は、平成18年9月29日から施行することとしておりますが、基金廃止後、直ちに行う繰上げ償還の財源とするため、繰上償還日に合わせて廃止しようとするものであります。

以上、議案第49号について提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 議案書の25ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第53号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

この改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、今回この条例を改正しようとするものでございます。

記以下でありますけれども、条例第7条第1項の出産育児一時金の支給額を5万円上げようとするものでありまして、現行「300,000円」を「350,000円」に改めようとするものであります。

附則でありますけれども、附則の1では、この条例は、平成18年10月1日から施行するものでございます。

2項につきましては、経過措置でありまして、この条例の施行日前に出産しました被保険者に係る出産育児一時金の額につきましては、なお従前の例によるものとなります。

以上、国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 続きまして、議案第46号の平成18年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）のご説明を申し上げます。議案書の1ページになります。

今回の補正は、第1条にございますように、3,394万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ45億4,017万8,000円とするものでございます。

2ページは、款項別の表でございますのでご覧をいただきたいと存じます。

引き続き、3ページ以降の事項別明細書について、その主なものをご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

議長（柴田喜八君） ちょっと助役さん、時間ですからここで。

ここで10分間休憩いたします。午前11時10分からいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

助役。

助役（宮川伊三男君） 引き続きまして、5ページの歳出についてご説明を申し上げます。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

少々長くなりましたけれども、以上が3,394万8,000円を追加とする補正の内容でございます。ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 議案書の9ページをお開き願いたいと思います。

議案第47号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に

ついて、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ5,914万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億2,774万7,000円とするものでございます。

次に、10ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しております。ご覧をいただくこととしまして、その内容につきましては、11ページからの事項別明細書によって説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成18年度国民健康保険事業特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 議案書の13ページをお開き願います。

議案第48号 平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ1,337万円を追加し、歳入歳出予算の総額4億3,027万円とするものであります。

次に、14ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思えますけれども、その内容につきましては、15ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成18年度介護保険事業特別会計の補正予算につきまして、その提案理由の説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第54号、議案第57号
認定第1号

議長(柴田喜八君) この際、日程第12、議案第50号、日程第13、議案第51号、日程第14、議案第52号、日程第15、議案第54号、日程第16、議案第57号、日程第17、認定第1号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第50号から順次願います。

町民課長。

町民課長(山川栄二君) 議案書の18ページをお開きをいただきたいと思えます。

議案第50号 訓子府町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町老人医療費の助成に関する条例(平成16年条例第15条)の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

この改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、併せて条例を改正しようとするものでございます。

記以下でありますけれども、次のページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第2条でありますけれども、入院時の食事代を意味いたします「標準負担額」という言

葉がございますけれども、これが法律の改正によりまして「生活療養標準負担額」と「食事療養標準負担額」とに2つに区分分けされたことに伴いまして、第2条の第6項及び第8条の第1項中「標準負担額」の字句を「食事療養標準負担額」に改めようとするものでございます。

第7条の医療費の一部負担金の率の改正につきましては、医療保険各法の改正に伴いまして、現役並み所得のあるものの一部負担金につきましては、現行2割から3割に上げられることによりまして、第7条第1項第2号中「100分の20」を「100分の30」に改めるものであります。

附則でありますけれども、附則の1では、この条例は、平成18年10月1日から施行するものでございます。

附則の2につきましては、経過措置でありまして、この条例の施行日前に受診した者に係る医療費の一部負担金については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上、訓子府町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案書の20ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第51号 訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成16年条例第16号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

この改正につきましても、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、この度条例を改正しようとするものでございます。

記以下でありますけれども、次のページの新旧対照表で説明をさせていただきますが、これも同じように入院時の食事代を意味する標準負担額が法律の改正されたことに伴いまして、第2条第6項及び第6条第1項中「標準負担額」の字句を「食事療養標準負担額」というふうに改めさせていただくものでございます。

附則でありますけれども、この条例は、平成18年10月1日から施行するものでございます。

以上、訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案書の22ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第52号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成16年条例第17号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

この改正につきましても、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正及び障害者自立支援法の施行に伴い、条例を改正させていただくものでございます。

記以下でありますけれども、次のページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第2条第6項及び第7項の追加につきましては、入院時の食事代を意味する「標準負担

額」が法律の改正により「生活療養標準負担額」と「食事療養標準負担額」とに区分されたことによりまして、改正をさせていただくものでございます。

第3条第1項の第2号の追加につきましては、この条例の適用除外となっているものを規定しているものでありますけれども、障害者自立支援法の施行に伴い第2号の施設入所者につきましては、この条例の適用を受ける対象に該当しないこととなりましたことから、第2号を追加し以下を繰り下げるものでございます。

次に、24ページの第4条につきましては、これも字句の改正でありまして、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」それから「生活療養標準負担額」に改めるものでございます。

附則でありますけれども、この条例は、平成18年10月1日から施行するものでございます。

以上、訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案の26ページをお開き願いたいと思います。

議案第54号 財産の取得について、提案説明を申し上げます。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下につきまして、ご説明をいたします。

まず、事業名でございますけれども、コンピュータ機器等更新事業でございます。

相手方は、北海道市町村備荒資金を活用させていただくことから、北海道市町村備荒資金組合、組合長、寺島光一郎でございます。

契約金額は、3,874万5,000円でございます。

次に、今回取得しようとする物件の品名・数量についてご説明いたします。現在、本町で稼動しております庁用コンピュータにつきましては、大きく分けますと各業務のシステムであります基幹系と情報の受信発信を行います情報系の2つに大きく分けられます。その基幹系におきましては、主に住民情報サーバ1台をはじめとしまして、各帳票類を出力いたします日本語ラインプリンタ1台及び職員が直接使用しております業務用端末のうち老朽化が著しい9台につきまして、その更新導入と動作環境の設定を行います。

次に、情報系でございますけれども、行政情報を管理する各種のサーバがございますが、この7台のサーバを更新すると同時に職員が使います端末11台の更新を行うとともに、動作環境の設定などを行うものでございます。

また、いずれの系統につきましても、現行の業務が引き続き適正に稼動するよう全体の点検も実施するものでございます。

この度の機器更新事業の理由としましては、先ほどから出ておりますシステムの中心的処理装置であります各種サーバの老朽化によりまして、総体的に能力が低下していること、記憶容量が不足していること等の解消をはじめ、外部から進入しようとする不正な情報を防御するセキュリティの向上を図ろうとするものでございます。

また、職員が使います端末機は導入時期によってばらつきがございますけれども、そのう

ちパソコンを動かすオペレーティングシステムが非常に古くなってきたもの。例えば、ウィンドウズ95、98あたりの古い形のものは、非常に先ほど言いました能力が低下していると同時に故障が発生しやすい時期にあたりますし、セキュリティも非常に低下しているというようなことから、それらも含めて更新しようとするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 議案書の36ページをお開きください。

議案第57号 農業用施設災害復旧事業の施行について、提案理由を説明させていただきます。

本議案は、8月18日、19日の大雨による5地区4河川につきまして、農業用施設災害復旧事業により実施いたしたく、土地改良法第96条の4で準用する同法第49条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下をご説明申し上げます。

1といたしまして、実施地区、事業量及び事業費ですが、高園地区については、農試川で350メートル、2,524万円。協成地区については、協成川で230メートル、533万2,000円。豊坂地区については、豊坂川で850メートル、1,707万6,000円。北栄地区は、紅葉川で大きく2地区に分かれておりますけども、合わせまして860メートル、事業費は708万7,000円となっております。

各地区とも法面の崩壊や裏込砂利の洗掘等が多数見られるという状況になってございます。

2といたしまして、事業費の区分の予定といたしまして、65%が国庫負担金、35%が地元負担金であり、各地区ごとに記載してございます。

3といたしまして、地元負担の予定基準といたしまして、本事業にかかる地元負担につきましては、100%を訓子府町が負担するというものでございます。

4といたしまして、その他でございますが、本事業について災害査定が予定では11月15日、16日ということになっておりまして、その後、工事实施ということで事業量、事業費とも変更される場合があり、また地元の負担額も基準の35%ということで載せてございますけど、現在増高申請を作成しておりまして、補助率向上に向け今努力しているというところでございます。今後、事業費、補助率等が確定した段階で予算補正をさせていただきます。

以上、農業用施設災害復旧事業の施行についてをご説明いたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 認定第1号について説明申し上げます。議案書の42ページをお開きいただきたいと思っております。

認定第1号 平成17年度訓子府町各会計決算の認定について。

平成17年度訓子府町各会計決算を、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成17年度訓子府町各会計につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、

決算に関する書類を調整した上で監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月10日付文書をもって監査委員から次ページ以降のとおり、平成17年度訓子府町各会計決算の審査意見をいただきました。このことを受け、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき議会の認定をお願いするものでありますが、今回認定に付するものは平成17年度の一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の決算についてでございます。

ここで各会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております平成17年度訓子府町各会計決算報告書のほうをご覧をいただきたいと思います。決算報告書の1ページをお開き願いたいと思います。

この表は、各会計別の決算額の総括表でございます。まず、一般会計では、決算額(B)欄にありますように、歳入42億5,985万2,426円、歳出41億5,957万1,837円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額1億28万589円のうち、7,000万円を財政調整基金に決算積立をし、残り3,028万589円を翌年度に繰越させていただいております。

以下、特別会計につきましても、一般会計と同様に決算額(B)欄及び備考欄の数値によってそれぞれ説明をさせていただきます。

国民健康保健事業特別会計では、決算額歳入8億409万4,519円、歳出7億7,218万9,987円となっており、この収支差引残3,190万4,532円のうち、3,190万4,000円を財政調整基金に決算積立をし、残り端数でございます532円を翌年度に繰越しております。

次に、老人保健特別会計では、決算額歳入歳出ともに8億3,748万7,384円で、収支差引残額はゼロとなっておりますが、これは一般会計からの繰入金で財源調整を行ったことによるものでございます。

次に、介護保険事業特別会計では、決算額歳入3億8,630万8,397円、歳出3億6,734万3,747円となっており、この収支差引残額1,896万4,650円のうち、559万3,000円については、介護給付費準備基金に決算積立をし、残り1,337万1,650円につきましては、国庫支出金等の返還金に充てるため翌年度に繰越してございます。

次に、下水道事業特別会計では、決算額歳入歳出ともに2億4,576万6,737円となっており、収支差引残額はゼロとなっておりますが、これにつきましても一般会計からの繰入金で財源調整を行ったことによるものでございます。

次に、水道事業会計の決算につきましては、引き続き水道課長から説明を申し上げます。

なお、議案書43ページ以降の平成17年度訓子府町各会計決算の審査意見につきましてはご覧をいただくこととし、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

以上が、水道事業会計を除く平成17年度各会計決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしく願いをいたします。

議長(柴田喜八君) 水道課長。

水道課長(竹村治実君) それでは平成17年度の訓子府町水道事業会計の決算について、お手元A4判水色の表紙の決算書で概要を説明させていただきます。決算書の1ページをお開きください。

まず、収益的収入につきましては、営業収益と営業外収益を合わせた水道事業の収益でございますが、1億9,562万5,764円の決算でございます。支出につきましては、営業費用と営業外費用を合わせた1億8,869万1,259円の決算となっております。このうちの消費税につきましては、備考欄に記載のとおりでございますが、税抜き処理後の収支につきましては、損益計算書で説明をさせていただきます。

なお、平成17年度の本町の支払消費税の額ですが、おおよそ573万円ということでございます。

次の2ページをお開きください。資本的収入及び支出の状況でございます。まず、収入で企業債と他会計補助金を合わせた資本的収入につきましては、1,053万3,245円の決算でございます。支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出でございますけれども、5,475万1,776円の決算でございます。

なお、収支差引で不足する4,421万8,531円につきましては、欄外の一番外下カッコ書きで記載のとおりでございますが、当年度分の損益勘定留保金4,421万8,531円で補填いたしております。

次の3ページでございます。これは1ページの収益的収支の税抜き処理後の損益計算書でございます。まず、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業費用でございますが、平成17年度629万9,789円でございます。

次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額が509万246円の支出超過となっております。また、この営業利益629万9,789円に3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた支出超過額509万246円を合わせた額が経常利益でございますけれども、120万9,543円でございます。当年度の純利益でございます120万9,543円のこの額が黒字決算となることとなります。前年度の繰越欠損金の1,213万4,261円から現在の当年度の純利益を差し引きますと、1,092万4,718円が平成17年度末の欠損金となるものでございます。

次に、4ページをお開きください。4ページから6ページでございますが、これは企業会計の決算の状況を表したものでございますので、後ほどご覧いただくことで説明を省略させていただきます。

次に、7ページから15ページでございますが、これにつきましては事業報告でございます。

16ページから20ページまでは、科目ごとの決算額でございます。

21ページは、固定資産の明細書でございます。

22ページ、23ページは企業債明細書となっておりますが、関連して24ページに償還額と未償還残高を資料として追加させていただきました。

監査委員の審査意見にもございますように、将来に向けた多額の起債償還など厳しい財政運営が予想されますので、有収率を高めることを含めた財源確保が不可欠でありますため、さらなる運営改善の努力を進めていくところでございます。

以上、平成17年度の訓子府町水道事業会計の決算について説明をさせていただきました。決算認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 以上で、議案第50号から認定第1号の各案の説明が終わりました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

一般質問

議長（柴田喜八君） 定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

日程第18、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） はじめに、集中豪雨と大雨による災害の復旧工事についての考え方を伺いいたします。

先月、8月18日から19日未明にかけての大雨で、本町には大きな被害が発生いたしました。

そこで、レクリエーション公園内を流れる「協成川」沿いの災害復旧工事と、今後の再発防止の対策はどのように考えておられるのか。この件について伺いたいと思います。

1つとして、現状の公園内を流れている「協成川」には、その上流の沢の面積が大変広くて、また展望台から東側の斜面は春先の雪解け水や今回のような集中的な豪雨の場合、水などが一気に流れ込み、川が増水して被害の発生しやすい地形となっております。

自然災害の復旧工事は、現状復旧が基本と伺っておりますけれども、今の低い遊歩道橋では、再び被害を拡大する大きな要因となると考えられます。今後の防災体制について、対策はどのように考えているのか伺いたいと思います。

2として、この工事復旧工事を機に、公園内での安全について再検討してはどうかと。現状の遊歩道は「協成川」を3カ所の橋でつなぎ、町道「カクレ沢線」沿いにあります。しかし、この道路には安全柵もなく、例えば子供のとび出しなどによる交通事故などが発生する危険性があります。

また、この「カクレ沢線」沿いの遊歩道は、公園としての幅も狭く、また公園としての内容も乏しいため、現状の3カ所の橋を撤去して、この際、公園としての安全性を考慮して、公園の遊歩道は「協成川」までとして、その分西側の遊歩道の内容をより充実するような改修の見直しをしてはどうかと。この考え方について伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） お答えをさせていただきます。

8月18日、19日の大雨による協成川の災害復旧工事についてのお尋ねですが、被害が大きいため、復旧については農業用施設災害復旧事業により実施する考えでございます。

本事業につきましては、原形復旧が原則であり、すでに網走支庁とも協議しておりますが、現況の3カ所の橋や遊歩道につきましても、災害前の形に戻すこととなりますのでご

理解願いたいと存じます。

なお、安全対策につきましては、議員が心配されていることも理解できますので、今後の検討課題とさせていただきますと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） ただいまの答弁で私が係の方から聞きましたように、災害の場合は現状復旧が基本であるとそういう説明がありましたし、今の答弁でもそういう内容でございました。

この公園内の協成川については、以前にも同じような被害があったと私は聞いております。この公園内の協成川は、約500メートルほどございまして、被害発生後何度かその現場に立ちましたけれども、あの川でのU字溝、この高さに再び遊歩道橋を架けるには無理があると思います。と言いますのは、先ほど申し上げましたように上流の水の量、それから公園から全体から流れてくるあの細かいU字溝では、普通また繰り返すというのは、私があ程度の雨では明らかだというふうに考えます。今の答弁の中で同じような形でやるということですが、歩道橋は身障者の方も車いすで通ることも想定したものとすれば、橋を大幅に高くするとか、そういうことはできないと思いますので、今後の遊歩道橋としての利用と改良するような対策については考えがないのか。制度上、このことを繰り返しているから現状復旧しかできない。その辺は地方の都合で話し合いというのは全く不可能な状況なのか。そういう事がわかっていてまたやるのが復旧工事なのかという、その辺の制度上の融通と言いますか、そういうものは実際地方のこういう町で繰り返してまだやると言うのは、予算を本当に上手に使うやり方なのかなというように疑問を感じるのです。

それと先ほどの午前中の行政報告の中でありましたように、やっぱり河川というのは下ほど非常に水の量が多いと。これは懇談会でもそういう話がありまして、河川ですからそう少ない予算でできるわけではなくて、相当長い目でやらなければならない中で、また繰り返すのが当然のようにそのやるというのは、私は如何なものかと思うのですけどね。

それと農業災害施設の先ほどの中で、5,332万円という協成川の補正費が出ましたよね。あれはこの公園の関係ではどれぐらいの費用になるのか、それもちょっと教えてください。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） まず、最後の質問なのですけども、協成川に係る経費は現状では517万5,000円というふうに見ております。

それと災害の考えなのですけども、これにつきましてはあくまでも災害ということで、通常時ではない雨、これによってやられたという認識に立っているものですから、あくまでも原形復旧が原則ということで、これにつきましては私も担当してはじめてなものですから、8月21日早速月曜日に支庁の担当者に来ていただきまして、その橋についても、例えば撤去できないかというような質問をしました。これについてはやはり回答としては、後日9月14日に再度詳細を打ち合わせなのですけども、その中でもやっぱり現状復旧があくまでも災害ということで原則ということでございます。

議長（柴田喜八君） 佐藤君。

11番（佐藤静基君） 次に質問しますけども、現状復旧の話し合いの中で、もし、この部分は必要ないというような話になった場合、それは現状復旧だから全部やらないと予

算やりませんということではないのでしょうか。そののところちょっと教えてください。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） これにつきましては、例えば細い埋まっているケーブルですとか、そういうような図面に載ってないようなものについてはそういうこともあり得るのですけども、あくまでも査定官が来て見えるものについては、やはり現状復旧が原則というふうに聞いております。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） その後、復旧のあと、もし改修と言うか、はっきり言って私が聞きたいのは、撤去するといった場合は一応つくらないと撤去できないということ。そういう理屈でつくるわけですか。頭振らないでもう1回してください。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） あくまでも災害復旧ことで、復旧をされたところで出来上がるということですので、とりあえずと言いますか、造るとというのが原則です。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 普通と言いますか、地域に住んでいる者の判断からすれば、普通の人が考えればそんなことってあるのというような私は気がしますが、これは同じ税金を使ってやる予算ですから、ぜひ地方の意見というものは、私は出して論議していただきたい。仕方ないで終われば私は変わらないと思いますので、今回の災害についての復旧については、ぜひ一つ将来災害が起きないように、しかも必要でないものは避けるような、できれば国の税金も町の払う税金も全部町民のお金ですから、その辺をよく話し合っていて、できるのであればそういうふうな形に努力していただきたいというふうに思います。

次に、2)についてであります。協成川の東側の公園、今言った協成川の東側、正面のふれあい橋を中心としてこれも約500メートルございますが、その東側の遊歩道につきましては、主にちょっと木の名前忘れましたが、仮にエゾヤナギやヤチダマがかなり傷みの激しい姿で、これは非常に古い木ですけれどもあります。

それと遊歩道沿いには、4本の石塔と言うのでしょうか。白い石の中に童謡が書かれたものがございます。その公園の東側に面する場所、これもまた細長い500メートルですけれども、緩やかなカーブのある町道をカクレ沢線が通っております。その道路の件ですが、この道路には安全のための縁石がない、いわゆるその道路のこっち側と全く平らな状況であります。それから、そこには道路ですから、比較的協成地区の人が主ですから、交通量は多くないと思うのですが、酪農家が多い事情で非常に大型の車の出入りが多いと。そのため、人の飛び出し防止の安全柵も設置されていない。全くそういうものはないと。現状では、高さ1メートルから1メートル50センチ程度土手があって、その土手の上に橋があると。これが低いという意味なのですが、そういうことがあります。この程度では、とても子供たちが安心して自由に遊べる公園の状況とは私は考えておりません。従いまして、これを機会に現状の先ほど言いました3本の橋を撤去して、安全性と自然災害時の再発の対策として、公園は協成川の西側までということで、こういう考え方についてはどうように考えておられますか、伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいま、公園に関するカクレ沢線道路の安全施設の件につ

きまして質問がございました。

これにつきましては、カクレ沢線につきましては、歩道が道路の東側に設置されております。人を歩道を守るために縁石というのを設けてございます。それともう一つ縁石と言うのは、勾配が急な道路の縦断勾配が急な場合につきましては、縁石を設置するというふうな道路の構造もございます。あそこの道路の東側につきましては、歩道のために縁石を設置しております。縦断勾配につきましては、それほど勾配がないものですから、道路の勾配に対する縁石の設置というはしておりません。また、公園との高さの関係でございますけれども、これにつきましては車が飛び出して危険ということにつきましても一定の高さの基準というのがございます。それまでもいっていないということで、特に道路としての機能上、そのような縁石、もしくは柵というのは設置してないのが現状でございます。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいまのご質問の中で、レクリエーション公園の機能を協成川の西側にとどめたらどうかというご意見がございました。

このレクリエーション公園の整備に関わりましては、平成元年頃から続けてきたと思えますけれども、もっと前から昭和62、3年頃から続けてきたと思えますけれども、レクリエーション公園のあの野球場とか、それからソフトボール場とか、それから「サクラの丘」については、カントリーパークだったと思えますけれども、補助事業を入れてございません。

協成川沿いについては、水環境整備事業ということで整備をさせていただいた経緯がございまして、今佐藤議員がおっしゃられた協成川から東側はカクレ沢線道路側もその一環として整備をさせていただいておりますから、これを一体的に管理するということが必要なことだろうと思っております。

ただ、今佐藤議員が心配されるその安全面ということにつきましては、冒頭町長からもご答弁を申し上げましたように、安全対策は非常に大切なことでございますので、そこら辺の補助事業に取り入れている関係上もございまして、今後、そこら辺等の調整を図りながら、ちょっと対策に時間をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） ただいまの助役の答弁で検討するということですが、現状に何回か行かれたと思えます。公園の総面積は21世紀の森を入れますと25ヘクタールになります。それで特に私が今回被害もそうですけれども、あそこを渡って、あの道路沿いに子供たちがいて、全くその事故が、安全性については全く無防備と言っていいぐらい。その他の各所の公園を見ましたけど、かなり安全性については柵があったり、相当木を植えて道路から離れたような状況になっております。そこで一つには、一番手っ取り早いと言いますか、私はあれだけの公園の広さで遊歩道の利用だとか、町民の利用という目線で見ますと、遊歩道ですから迂回した方がいいのしょうけれども、同じ橋をあそこに架けて、さらに万が一あそこで事故があった場合、1メートル50センチぐらいの土手ですから道路が高いわけですから、低いのならわかりますよ。高いところへちょっと子供が出たり、車が何らかのよそ見してひっくり返ったらこっちには何もないわけですから、私は柵をつくるとは言いませんし、柵をつくってまであそこをつくる必要ないと思っていま

す。ぜひ、現状にもう一度立って見て、一つには公園の利用度という表現おかしいのですが、公園ですからいいのですけれども、必要性から考えまして今の財政状況、少ない面積ですから管理費はあまり変わっていくかもしれませんけれども、それから東側にある古木の状況、古い枝が腐って垂れ下がっているのです。立ち木を見たらヤナギあたりはほとんど中間まで腐れが入っていて、あそこはたまたま風防がいいから立っておりますけれども、こういう平地ではヤナギなんていうのは簡単に倒れてしまいますから、ああいう安全面での公園ということをごひ一つ十分考えていただきまして、少なくともこれ先ほどお願いしたのですけれども、ふれあい橋をあそこにまた建てるということは一目瞭然です。あの上の水が来て、U字溝の中に吸収できるかといったら、僕は普通の人を考えても無理だと思います。それと、もしそれが不可能であれば、公園の東側の状況としてはふれあい橋の北側、ふれあい橋が大体中心にあるのです。その北側というのは非常に幅が狭いのです。しかも、樹木を極めて少ない。測りますと大体10メートルぐらいしか公園の幅がないのです。もう一つの方法として、ふれあい橋から北側ぐらいは、私は閉鎖って言いますか、その辺も一つ幅を広げて検討していただきたいと。繰り返しますけど、あまりお金をかけて道路に柵をつくるというまでは、私はそれよりも川を渡らなければ一番安全だと思って見てきましたので、この機会にぜひ一つ将来のことを考えて、お金が無駄にならないように、使用の状況から見てご判断をいただきたいというに考えます。

それでは次の質問に移ります。

次に、町営共同利用模範牧場の今後の運営について伺いたします。

昭和43年度から、預託育成事業が開始されてから38年が経過いたしました。最近の畜産農家を取り巻く状況の変化などもありまして、本年7月14日に所管事務調査の入った日ですが、この時点では乳牛の入牧頭数は計画より100頭減であります。今後の牧場運営についての考え方を伺います。

1点目として、来年度以降、入牧予定数と事業収支、また赤字の場合の財源対策はどのように考えているのか、その見通しについて伺いたいと思います。

2点目として、近隣町村の牧場でも入牧数の減少で経営も厳しい状況と予想されておりますけれども、ちょうど1年前にここで伺ったわけですけれども、広域化による効率的な牧場経営について、将来検討するという内容でありましたけれども、そのことについてどうということなのか伺いたいと思います。

3点目として、将来に向けて、本町の畜産農業と経営の共同牧場が安定した経営を持続するために、畜産農家と農協、行政などの機関で、現在の牧場経営のあり方や負担の方法などを見直し、今後の安定した牧場運営計画を立て直す必要があり、今がその時期と私は考えますが、この考え方について答弁をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、町営牧場の運営についてご質問いただきました。お答えいたします。

1点目の来年度以降の入牧予定数と事業収支、財源対策についてのお尋ねですが、本年度につきましては、厳しい生乳需給環境に加え、昨年度の牧草の多収によりまして、議員ご指摘のとおり100頭減という厳しい状況となっております。来年度以降の入牧頭数及び収支について、変動要素も多く具体的には申し上げられませんが、牧場としても厳しい

状況が続くと考えております。不足した財源については、社会資本整備基金「牧場分」を充当する考えでございます。

2点目の牧場の広域化の検討についてのお尋ねですが、今年7月に、北見市、置戸町、本町牧場担当者とJA、ホクレン、普及センターにより、1市2町の5つの公共牧場を視察するなどの取り組みを進めておりますが、財源確保や各自治体の考え方もあり難しい状況にあります。今後も、担当者の連携を強めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

3点目の牧場の安定的な経営を目指す運営計画についてのお尋ねですが、通常年であれば一斉入牧での650頭の確保が経営収支の境界線と認識しており、本年度につきましては残念な結果となりましたが、昨年、一昨年と確保した実績がございます。預託者数については、本年度も含め45戸前後で安定的に推移しており、今後とも預託者や農協、酪農振興会と連携を取り、頭数確保に努力をしてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 1)につきましては、平成17年度から一般会計予算となりました。参考までに平成16年度の収支を見ますと、収入が2,411万3,000円、支出は2,790万1,000円で、378万8,000円の赤字であります。ここでちょっとお伺いしたいのですが、あとの質問で答えてほしいのですが、平成17年度の収入、支出、その収支をお示しいただきたいと思っております。今年度の場合、7月14日現在、実際100頭減少しますと、平成16年度の計算できますと、265万2,000円ぐらいの予定外の赤字になります。と言いますのは、1頭1日170円で、156日間としますと1頭当たり2万6,520円になりますので、その100倍ですからそういう数字になるという考え方です。これを単純に平成16年度の赤字と合算しますと、平成18年度は644万円の赤字が出るというふうに計算上はなります。これでは一般会計の中で、これは特徴的な平成18年度の入牧減ならいいのですが、酪農状況がどういう具合になるかわかりませんが、決して揚々たる状況ではないというふうな数字も出ておりますので、現状の町の財政でこの赤字を負担し続けるのは重過ぎると考えております。そこで今資金を使ってなんとかやりたいということなのでしょうけれども、こういう状況の対応として生産者、それから大きくなったきたみらい、きたみらい農協には相当数の牛もおりますし、そういう中でどのように検討していくのか。私は酪農家の意向と言いますか、将来のそういう利用調査というのを私は取るべきだと思うのです。そうでないと具体的な将来の資産はできないというふうに考えますけれども、その辺についてご答弁をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） まず、平成17年度の収支でございますけれども、実績でございますけれども、収入につきましては2,207万4,000円、支出につきましては2,432万7,000円ということで、去年についてはマイナスの225万3,892円という形になってございますけれども、平成17年度につきましては、単年度のトラクターの購入の170万円ですとか、あとこの年に限って消費税というが40万円ほどかかっておりますので、それを除きますとどうにか収支はとんとんだったのかなというふうに理

解しております。

それと平成16年度の収支なのですが、これにつきましては先ほどからマイナスという形で言われていますけども、平成16年は比較的内りまして、私どもの決算でいきますと、もちろん草地更新の資金の返済を除きますけども、除いた中では一応166万円ほど黒字になっているということでございます。

それと先ほど議員が試算されましたけども、平成18年度の収支につきましては、やはり100頭ほど減っているということで、私どももちょっと今の段階で試算はしてみましたけども、230万円ほど赤字になるのかなというような試算をしているところでございます。

なお、きたみらい農協の関係の広域的な協議なのですが、これにつきましてはなかなか行政が違うということで、公共牧場が実はきたみらい農協ということに限ると5つあるのですが、なかなかその担当者でも回ってきましたけども、そういう効率的な運営というのは担当の中にはあるのですが、どうしてもやっぱり行政の壁というのがございまして、なかなかということが考えられます。

あと、計画的な利用のために意向確認というような話もございましたけども、これにつきましても、今年についてはかなりご承知のとおり搾乳制限ですとか、そういう問題がありましたけども、去年と比較して100頭減っていますけども、例えば町内の預託者でいったら40戸と変わっていないのです。1戸当たりの入れる頭数がいろいろそういう搾乳制限だとか、あるいは去年の2番が取れたということもあって、ちょっと控えられたというのがございましたので、今後、酪農情勢が落ち着いてきますと、おそらくこの40戸の一昨年同様ある程度入れていただけると。当初入牧で、650頭確保できれば大体70頭ぐらい増えますので、マックスで720頭ぐらいになると思いますけども、十分採算とれるのかなと。これは手の届く範囲なのかなというふうに認識しているところでございます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 頭数が減ることによって、経費を落とすということもあるのですが、現状ではなかなかそれは単年度の対応でそうはいかないと思いますけれども、人件費だとか、その他の経費については、もう削減の余地としてはどうなのでしょう。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 現在、牧場技能員は臨時ということで5名常時働いていただいていますけども、これにつきましては受精業務があります。毎日受精業務がということで、必ずその際3人は必要ということもございます。ですから、牛が今年のように100頭減ったから、そしたら1人減らせるかといったらそういうことではないということです。なかなかその人件費という面で減らす余地はないのかなというふうに認識しております。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） きたみらい農協のことなのですが、大変広域的に大きくなりました。牧場運営や新たな牧場の取り組みについて話し合った経過というのはあるのですか。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） いわゆるきたみらい農協管内に先ほど5つ公共牧場があると申しましたけども、これで農協が絡んでいる施設というのはないわけです。従いまし

て、当然農協からその公共牧場について、行政と一緒に話すと話すと機会はありません。ただ、現在、実は農協さん主体で保育育成牧場というのをちょっと検討されているということで、その場所について公共牧場も一部活用した形という形で、今検討を進めています。そんな中で、今きたみらい農協とあとホクレンですとか、行政としては今北見が中心になって入ってもらっているのですが、その中で担当レベルで打ち合わせをしているということもありますので、その中で何か出てくるかもしれないというふうに認識しています。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 今の新しい事業が出る可能性があるという今検討中ということですが、何かそのことを係の人から伺って農協に行きますと、当初の規模は1,300頭であった今年になって600頭になってしまったということで、ちょっと今その話が私は期待していたのですが、ぜひ先ほどから言っておりますように、農協から話はないとは言いながら農家の牛を扱うわけですから、ぜひその辺のやっぱり話し合いと言いますが、農家の方にもぜひ将来の計画というものを立てていただかないと、赤字になったら町で持つのだからという考え方は私はうまくないというふうに考えますので、今後についてもぜひきたみらい農協という大きな土俵の中で牧場を利用していただくと、そういうような考え方を持っていたきたいと。

最後に、この件について付け加えますけれども、農協では毎年組勘取引から見た農家経済状況というものを示しております。これは年度計画に対するその結果と評価が示されておりますけど、その中で計画達成率というのがございます。今質疑しております酪農主体農家60戸を中心にやった数字が平成17年度分が出ていますのですが、目標を達成したのは77%、46戸ということで、業種の中では、平成17年度については非常に酪農家が苦戦をしていると。そういう状況の中で、酪農家に私は会っていませんけれども、そういう状況の中で、さらに負担が増えるとかなんとかといったら、私は専門家はがんばるでしょうけれども、場合によったら頭数というものは非常に有利な方にといいは減るのか増えるのかは別としまして、変動要素が高いと思うのです。ぜひ、一つ酪農家のためと言いますか、町にとっては大事な産業ですので、酪農家も安定し共同牧場も安定するという意味から、ぜひ一つ酪農家への将来の見通しというものをぜひ一つ集約していただきたいというふうに申し入れをしておきたいと思っております。

次に、移ります。

次に、「民間委託」や「指定管理者制度」の活用などについて伺います。

1として、「給食センター」の運営についてであります。民間委託などについても検討するという前回の答弁でありましたけれども、その後の経緯と考え方について、また今後の運営について伺いたいと思っております。

2として、「温泉保養センター」の運営についてでありますけれども、所管事務調査での説明では、徐々に収支は良くなっていくと。そういう見通しであると聞いておりますけれども、これも「指定管理者制度」への移行も検討するというものであったので、どのような内容になっているのか。

また、「民営化」等によって、事業内容も多様化できますし、温泉利用者などに対しまして、本町の地場産品の直売施設など設置して利用者へのサービスと利便性を図って、本町

の特産品を町内外へアピールする地域振興に役立ててはどうかというふうに考えますが、この件についてのお考えを伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 1点目でお尋ねいただきました「給食センターの運営」につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

佐藤議員から昨年の第3回定例町議会で「給食センターに係る民間委託について」のご提言等をいただき、先進事例等も参考にしながら検討を重ねてきたところでございますが、現時点における基本的な考え方などについて、お答えさせていただきますのでご理解を賜りたいと存じます。

議員もご承知のように、学校給食に要する経費を大まかに分けると、その約半分は食材料費に充てられる保護者負担の学校給食費であり、あとの約半分が調理員等の人件費、施設設備・維持管理運営費等であり、その他にセンターを円滑に運営するためのセンター全般における管理運営業務に携わる職員の人件費でございます。

ここで考えられる学校給食業務の民間委託につきましては、学校給食費を除く、公費負担分の業務に係わる検討であり、学校教育活動の一環としての役割を果たしながら保護者等にも理解され、円滑な実施が確保されることを前提に検討していかねばならないものと考えているところでございます。

はじめに、センター全般の円滑な実施・運営に携わる職員配置に伴う人件費についてでございますが、その主な業務としましては、給食センター内の厨房機器類、ボイラー・消防設備、危険物の取扱い管理など、施設維持管理業務全般のほか、予算編成や予算経理事務全般、給食費の徴収事務、さらには幼稚園・保育園、各学校との連絡調整、栄養職員・調理員との連携、円滑なセンター運営のための運営委員会の統括など、その業務は多岐に亘り、調理業務を民間している市町村においても、この業務については民間委託にはなじまないものとして、除かれているのが実態であることをご理解願いたいと思います。

また、給食センター運営費に占める職員人件費の高低等につきましては、配置される職員の年齢等との関係もでございますので、町全体の職員配置体制等の関連になってきようかと考えております。

次に、給食センター業務の民間委託についてでございますが、すでに平成15年度から給食配送業務と生ごみ廃棄業務につきましては民間委託を行っており、あと考えられる調理業務について検討してまいりましたが、現状における調理員の待遇は11ヵ月雇用の臨時職員として就労いただいていることもあり、待遇面では限界にあるものと考えられ、さらに雇用の場の確保という観点などからも慎重な対応が望まれるものと考えているところでございます。

また、他市町村の事例等からも民間委託により、大切な栄養職員と調理員の意思の疎通がうまくいかない、さらに本町で行っている栄養職員と調理員による学校訪問の実施、給食の衛生管理等についても常に掌握できないことや安全な食材の確保、地場産の使用など多くの懸念される課題等がございます。

このようなことから調理業務の民間委託につきましては、共同調理方式でもあり、また、調理員の雇用実態などからも民間委託によるメリット等は現状ではあまり考えられず、それよりも児童生徒に「安全・安心、そしておいしく、楽しい学校給食」の提供を最優先

に、当面は現状の体制でより一層、効率化などに目を向けながら円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 2点目の温泉保養センターに係る指定管理者制度の検討内容についてのお尋ねですが、すでに温泉施設を指定管理者に移行した近隣町を視察し、手法や効果などを含め調査をいたしました。

近隣施設については、従前は公社により運営されており、指定管理者への移行により、特に人件費の面で大きな効果が見られております。また、温泉のほかに食事施設や宿泊施設、パークゴルフ場などが併設されており、民間の創意工夫による増収効果も見られました。

本町においては、直営であり併設施設もないため、指定管理者への移行により劇的な効果は望めないと認識しておりますが、議員ご指摘のような特産品の売店設置などによる収益向上が期待されます。

本年度から老人料金を大幅に値上げしたこともありまして、現在まで利用人数や収入にかなりの変動が見られることから一定期間の推移を見る必要があり、また、入湯税についても近隣市町とのバランスや将来の老人料金を踏まえ一本化するなど、指定管理者への移行に向け準備を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 1点目についてでありますけれども、町の事業には採算を度外視してでもやらなければならない事業があると、これは私も十分承知しております。

そこで具体的に言いますと、材料費と調理費その他の経費も4,000万円というのはわかります。これ例えば、責任があるから町の職員が携わってしっかり監督しなければならないという、そういうふうな説明でしたけれども、例えば、前回伺ったときには職員の給料として約1,000万円ぐらいかかるのだと。これで約7,000万円の総事業費というふうに伺っておりますけれども、これを例えば退職された方があたるとしたら、今言った管理責任というのは変わってくるのでしょうか。そういう考え方についてはいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいまの職員の配置の関係だと思っておりますが、やはり囑託の例えば今ご提案ありました臨時職員、定年された方を臨時職員として採用すると。そういうようなことで実務的なその事務の処理はできるかと思っておりますけれども、全体の給食センター管理につきましては、やはり何らかの体制的な対応をしていかなければいけないというふうに考えております。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） センターの開設以来26年が経過いたしました。未だかつて問題を起こしたことは聞いておりません。非常に、町民からも信頼をされる実績がございます。そのことも、ぜひ安全と実績を踏まえて26年間の経営の中で、ぜひ改めてその経費の削減に向けて生かせないのかというふうに考えますので、あらゆる方面から一つ再検討をいただきたいと思います。

それから温泉センターについてありますけれども、指定管理者制度で管理しますと、利

益を目的とした事業が可能であるというふうに伺ったのですが、そういった意味で私は1日200人からの風呂の利用者がいると。その57%、約100名以上の方が町外の人であると。たまたま所管事務調査で行ったときに、あそこに勤めておられる方に伺いますと、かなり北見から昼までですから年配の方が来るのでしょうか。できれば、ここでちょっとした売店と言いますか、特産品のこと指したと思うのですが、そういうものがあると非常に便利だし、先ほど言いましたように、この町としても一つのそういう窓口ができるのではないかなと。

現在、町の真ん中のエコープに「もぎたて市」というのがございます。たまたま自分たちの事業所ですから行くのですけれども、夕方になるとかなり売れ行きがいいようです。この間の懇談会でも、案として銀河線の中にそういうコーナーを設けるということがありましたけれども、あまりにも町の中心過ぎて町外から温泉に来て、ついでにあそこに寄っていくという場所ではと思うのです。ぜひ、一つあそこに訓子府の特産品、あるいはそういうものをあれるために温泉への協力姿勢と言いますか、利便性だとか、サービスも考えて、ぜひあそこにコーナーを置くようなシステムを考えていただきたいというふうに考えますけれども、それは時間がないからぜひ一つご検討をいただきたいと思います。

最後になりますけれども、今町財政の健全化を目指して厳しい財源の中で節約し、経費の節減に努力中であります。その効果が、少しずつ着実に出ていますと私は感じております。この削減努力は、町民の誰しも認めるところと私は思っております。しかし、一方で今回上げたような赤字確保でもやらなければならぬ重要な事業もありますけれども、町民と共に痛みを感じての厳しい削減努力を続けていることが、何ともその赤字の事業が継続している。そのことがやり切れない、虚しいのです。これだけ厳しくやるのだったら、節約するのであれば、まず赤字の事業を徹底的に見直すと。町長は、今の時代お役所的な発想だけでその自治体が良くなるかということそればかりではないと。自治体もこれからは経営の時代だから、民間以上に厳しく施設の利用拡大に努めながらも、最大限赤字を出さないような経営努力をしていくということが大事だと言っておられました。ぜひ、この意味を平成19年度の事業と予算に具体的に反映されることを申し入れたいと思います。最後に、町長から何かを考えがあれば伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 大変前向きなご質問をいただき、またご意見をいただきありがとうございます。私も全く同じ発想でございますので、今までもただ単に町がやっているのだからというようなお役所的な発想ではなくて、やはりこれからの時代というのは真剣に民間的な発想を取り入れて、いかに効率的な行財政運営をしていくかということでやらなければ、この限られた予算の中で町民に対しての十分のサービス提供もできないと。口先だけでは、これはどうにもならないということですので、そういった意味からもやはり今ご指摘のような民間的な手法発想を十分に今後も取り入れて、そして、自治体も経営の時代なのだということを全職員がしっかり認識して、「株式会社訓子府」という思いで、これから経営にあたっていかなければならないと、そのようなことを今改めて認識させていただきました。がんばってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 私の質問を終わります。

議長（柴田喜八君） 佐藤議員に申し上げます。一般質問をした以上は、答弁をもらうということが一般質問の主旨なので、答弁をもらわない質問ということはありません。ということですから、今後ひとつそのことをよく考えておいてください。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 議員としては提言権もあるというふうに伺っておりましたので、そのことについてのご意見を伺ったのは私の主であります。提言権であります。提言であります。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次は9番、上原豊茂君の発言を許します。

上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 通告書に従いまして、私の一般質問を行いたいと思います。

“町民参画のまちづくり”について、その取り組みについて、お伺いをしたいと思いません。

国の財政建て直しを理由とし、地方自治財源の圧縮及び国民負担増となる制度改悪を繰り返す国家政策の中で、自治体としてどのように自治体を運営するのか、その真価が問われていると思います。また、住民自らがまちづくりへの想いと、先人の築いた歴史を守る姿勢を持って“まちづくり”に積極的に取り組むときが来たと考えているところであります。

“町民参画のまちづくり”のためには、町民が町の実情をより深く知ることが大切と考えております。町が小さくても大きくても“まちづくり”は、住民の理解・協力を欠くことはできません。このような認識から、次の数点について、町としての考えを伺いたいと思います。

1点目、行政主導から住民主導のまちづくりに向けて情報提供はどうあるべきか、その考え方をお聞きしたいと思います。マスコミ報道による情報の混乱対策、福祉に係る制度改正の住民への影響、基幹産業農業の価格対策制度改正が及ぼす影響、また教育に係る情報等、よりわかりやすく伝達提供することについてどのように対処していくのか、その点について伺いたいと思います。

2点目は、町財政の実態と将来展望についてであります。住民が深く正しく理解できるよう、いろいろな比較対照の数値を示すべきだと考えております。起債の区分についても、明示していくべきだと思うわけであります。また、公有林整備事業に係る起債がありますが、これらをどのようにお考えなのか伺いたいと思います。また、財政推計が示されておりますけれども、これは最良の将来展望と考えているのか、この先に向けての対策はないのか、その辺について伺いたいと思います。

3点目、国政変化を踏まえた自治体としての対策についてであります。地方自治への国

政が及ぼす影響をどのようにとらえ、その対策を打とうとしているのか。交付税減の対策を行政が行うもの、また町民に協力・期待をするもの、その辺についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

4点目として、訓子府のまちづくり指針について、町民の声をどれだけまちづくりに反映させるかが大切だと町長はお話しておりますけれども、16年に及ぶ行政運営の実績を踏まえ、訓子府町の将来像をどのように描いているのかお示しをいただきたいと思います。

以上であります。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、町民参画のまちづくりへの取り組みについて、4点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

まず、1点目の「情報提供のあり方」につきまして、マスコミ報道による混乱対策についてであります。議員ご指摘のとおり、事実と異なる、あるいは大きな誤解をまねく内容の記事掲載により町内で混乱が生じている実態にあり、報道機関に対し強く抗議したところでございます。

しかしながら、十分な取材に基づかない場合、あるいは情報の発信が町以外の場合もあるほか、何よりも事前に点検できるようなものではありませんので、対応に苦慮しているところであります。

また、その都度、釈明の報道をすることもできませんので、日常のマスコミ対応の中で、こうしたことのないよう注意を喚起してまいりたいと考えております。

また、制度改正をはじめとする町民への情報提供の仕方についてのご指摘をいただきました。

町としましては、広く町民の皆さんが理解しやすいように配慮しているつもりではあります。限られた紙面の中でまとめるため、十分とは言えない場合もあると思います。

今後におきましては、従前通りでございます懇談会や出前講座、さらには必要に応じて行う説明会を引き続き開催していくほか、広報による情報提供にあたっては、住民の視点に立った理解しやすい資料の作成に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目で起債関連の情報を示すべきとのご意見をいただきました。

町が行う情報提供は、基本的に広く町民にお知らせする目的で行っているものであり、お話のあった起債の情報に限らず、特定の目的を持って専門的な情報を入手したい方に対しては、既存データがある場合には、可能な限り個別に対応している実態にありますのでご理解賜りたいと存じます。

また、財政推計についてのお尋ねをいただきましたが、今回お示しした財政推計は、議員もご承知のとおり、税源移譲の影響や地方交付税の扱いなど、来年の状況でさえ不透明な中で仮定条件を設定し試算したものであります。

従いまして、これをもって5年間は財政的に大丈夫であるとか、あるいは5年間しかもたないといった精度のものではなく、今後の財政状況の傾向を読み取る参考資料としてご覧いただきたいと考えております。

また、先に向けた対策と、3点目にお尋ねのあった国政変化を踏まえた対策につきましては、すでに今日の厳しい財政状況をご理解いただき、町内会・実践会や各種団体等において、自主的に活動費の縮減や費用負担の見直しなどが行われているところであり、各団

体等の自主自立の意識が着実に育っていると感じております。

町としましては、行政改革や経常経費の縮減に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えておりますが、先行きが不透明なだけに、さらなる住民の皆さんのご協力をいただくことが不可欠でありますので、今後も地域や各種団体等の代表者の皆様、さらには住民の代表である議員の皆様のご協力をいただきながら、協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目でお尋ねがありました「訓子府町の将来像」についてであります。平成3年に町長に就任して以来、4期16年の永きにわたり、議員の皆様をはじめ、関係各位の皆様の格別なるご支援とご協力をいただきながら、「いきいき、はつらつ、心のかようまちづくり」を基本理念に、町政を進めさせていただきました。

この間、街並み整備事業や各種農業施設の整備のほか、役場庁舎・総合福祉センターの建設など、緊急性の高い大きな事業については、ほぼ完了することができたものと考えております。

さて、訓子府町の将来像についてであります。先に、訓子府町総合計画策定審議会における審議が終了し、近日中に第5次総合計画の答申がある予定になっておりますので、12月の定例会にはご提案したいと考えております。

この総合計画につきましては、多くの皆さんからのご意見等をもとにまとめられたものでありますので、これを基本にまちづくりを進めていくこととなりますが、近年の地方の財政状況、とりわけ、国の対応ひとつで大きく様変わりする可能性が高い微妙な時期にありますので、町の将来像について、軽々にお示しできる状況にはないと考えております。

いずれにしましても、中長期的には厳しいという財政推計の結果が出ておりますので、地域経済への影響にも配慮しながら、引き続き行政改革や経常経費の縮減に向け取り組みを進めていくほか、先行きの読めない国や道の方針などを見定めた中で、町民の皆さんから「このまちに住んで良かった」と思っていただけのようなまちづくりを進めることが基本であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 1番目の行政指導から住民主導のまちづくりに向けての情報提供であります。この辺については、より住民がその行政運営に一体となった感情と言いますか、感じを持っているというためには、とんでもないところからとんでもない飛び火がしたような情報を得るということは、まさに自分が住民なのかなという疑問さえ持つてしまうのではないかと思うわけです。そういう意味では、先ほどご回答いただいた中に、必ずしも町内からの情報発信でなくして、町外からの情報は発信によることもあるのだと。事実と異なる情報源というお話もございましたけれども、財政推計のまちづくり懇談会のときに駅舎の関係で説明がございました。商工会移転のお話でありますけれども、その説明の中に一番迷惑しているのは商工会だというお話がありました。もし、これが事実だとしますと、当然商工会の駅舎活用、駅舎に入るといようなことは考えられないということになるわけですから、そういう点からしているんな考えがあるのかと思いますけれども、その辺についてあの説明は間違いのないところなのかどうか、その辺も確認をしたいと思っておりますけれどもいかがなものでしょうか。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） まちづくり懇談会の中で、いろいろお話させていただいた商工会、ふるさと銀河線の跡地活用の記事の関係でのお尋ねをいただきました。まちづくり懇談会の中で、ふるさと銀河線の活用等については、特に商工会との直接的な協議は一切しておりませんし、また議員の皆様にも具体的なお話をさせていただいてないということのお話、説明をさせていただいたところです。ただ、商工会ということで例を出してあえて申し上げたのは、町民の皆さんと懇談するときに具体的なものを示さなければご意見もいただきづらいということもあって、あえて商工会の名前を出させていただきました。前提としましては、庁舎内で設置しております、ふるさと銀河線等の跡地検討委員会というのがありますけれども、その中で協議した中で、あそこの駅舎の中に商工会が入って、バスの定期券を発券したり、要するにバスターミナルとしての活用をしたり、あるいは先ほどちょっとどこかでお話出ておりました例えば地場産品の直販をするですとか、フリーマーケットですか、そういったものの開催もできるようにするためには、しっかりした組織が入るのがよろしいのではないかと。それが町民の皆さんから一番喜ばれるのではないかとということで、あえて商工会ということで例を出してご説明をさせていただいたところとあります。ですから、現時点においては商工会に入りたいという気持ちでいるのは間違いございません。これはあくまでも委員会と言うか、庁舎内での課長職を筆頭にした会議の中での話ということでご理解をいただきたいと思ます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） その件については当然縷々説明がございましたので、庁舎内の考え方だと、提案だということはわかりますけれども、たまたま説明の中で最もその迷惑をしているのはというような言い方をしますと、町民側からするとそれはあり得ないことかなというらえ方もできるのではないかと。そういう意味で、要するに報道する側の責任追及もさることながら、自らの伝達の方法についても十分配慮が必要でないかと。そのことによって、いろんな情報提供がおろそかになるということは困りますけれども、あまりにも極端な強調をするということによって、間違った情報の伝達がありうるということを言いたかったわけであります。その辺について、十分にご注意をいただきたいというふうに思ます。

また、福祉制度にかかわる住民の影響でありますけれども、私のあと福祉関係について田中議員からの質問があるようですので、大ざっぱにこの制度改革による住民の影響をこれからと言いますか、今までも含めてでよろしいのですけども、どのように伝えるのが最も適切だというふうにお考えでしょうか。その辺についてお聞かせをいただきたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま福祉制度の改善につきまして、町民へそれをどのように伝えるのが良いかというようなお話でございましたけれども、確かにここ1、2年介護保険制度改正ですとか、障害自立支援法の関係とか、大きな制度改革が軒並み出てまいりまして、そのことにつきましては、町民の方々に正確に伝えていく必要があるというふうに考えております。そうした中で、十分な広報ができなかった部分もあるというふうには思ますけれども、例えば去年の介護保険法の改正でいけば、単発的な広報をしてもなかなか難しいということで、例えば広報誌、毎月制度改革をシリーズで掲載するなどの方法とってきたというようなこともありますので、ご理解をいただきたいというふうに

思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今、課長がご説明いただきましたその広報誌活用の中での宣伝と言いますか、住民への情報提供というのは、その努力は私も見ているところでありますけど、評価しておりますけれども、なかなかそのことでじゃあ本当にその必要な人たちが十分知り得るのかということ、私も含めて非常に疑問なことがいっぱいあります。そういう意味では、可能な限り町民と向き合う中で、相手の話も聞く・伝えるというキャッチボールをしていただきたいなというふうに思います。この制度改革による町民への影響というのは、非常にこの生活基盤を揺るがすようなものが多々ありますので、それらについても十分理解をしてもらって、制度が変わっていく改悪という形で見ればかりられないので、十分に活用できるようなそういう提案も示していただきながら、この情報提供を今後続けていただきたいというふうに思いますけれども、そういう視点から何かお考えがあるでしょうか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 福祉制度につきまして、正確に町民に伝えていくということは、非常に大事なことだというふうに認識をしております。今議員からご提言のあり方ありましたことにつきましては、十分に参考にさせていただきます。今後対応していきたいというふうに考えますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 職員数が減る中で、町民への情報提供の機会が増えるということは非常に職員個々にとっての負担が増えると。非常に大変なことだという認識しておりますけれども、ぜひとも公僕ということ念頭に置いて対処していただければというふうに思います。

次に、基幹産業価格対策制度の改正の件でありますけれども、非常に明確な計算方法が出ないという状況の中で、担当者も相当の焦りを持っていたようでありまして、ここ近日中にそれらの状況がまとまって、地域への説明を行うという運びなっているようであります。そういう点では、迅速な対応だというふうに思うところでありまして、この制度改革が農民個々、生産者個々にどのように影響するのか、その辺についてどこまで伝えようとしているのかお聞かせいただきたい。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 品目横断ということで、もうかなり大きな農政の転換ということで、これはもうまさに平成19年度からということで、すでにもう申し込みが始まっているという状況で情報がこういう状況です。ただ、今の時点で知り得ている具体的に使える数字というものを今度の9月26日、27日、28日、この3日間、6会場で6実践会の会場で、農協と農業委員会と農林商工課と説明会を開催いたしますけど、その中では今の範囲の中で試算として、例えば麦4町、てん菜5町でどれほどの減収になることというような数字については、具体的にあくまでも試算という言い方になりますけども示そうと思っています。ただ、それに加えてゲタならしの部分がありますので、それがまた収入として入ってきますので、そこら辺の個々のやつはなかなか出てきませんが、とりあえずゲタの部分については、おそらくヘクタール当たりいくらというふうに自分で

頭の中で計算できる程度の、現時点でわかり得る数字は出して説明させていただきたいというふうに考えております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 当然、そういう数値をもってお示しをされるということですから、訓子府全体として大体どの程度の金額的な影響があるのか、もし試算されているとすればお示しをいただきたい。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 議会なので、なかなかその数字が先にひとり走りするというのがちょっとあれなのですけど、あくまでも試算という段階で説明させていただきますと、大体ゲタの部分だけで考えますと麦でヘクタール5万7,000円ぐらい、てん菜で2万6,000円ぐらい。そんなことで、例えばそれが訓子府町で1,000町ずつというふうに考えましたら単純に計算したら8,300万円と。全体で農業者の収入が減るというふうには試算はできます。ただ、これについてはナラシの部分ですとかそういったものも入っていません。あくまでも単純に試算したということになります。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 非常に難しい数値の示し方だと思いますけれども、ぜひ私は行政として、窓口として、国の制度の住民に、町民に与える影響というのをわかりやすく具体的に示していくということが最も大切なことだというふうに思いますし、そういう数値を示すことによって行政側に町民が目を向けてくれる、協力もお願いできるような体制ができるというふうに考えますので、その辺についてはぜひあいまいでなくして、マイナスになるものはなるのだということを明確に伝えていただきたいというふうに思います。

また、次の教育にかかわる情報など、いろいろあろうかと思えますけれども、例えば前段のと言いますか、前回の一般質問で行いました家庭教育力の低下という分については、いろんな対応したのだと思えますけれども、町民からの反応はあったのでしょうか、その辺について伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 前回のご質問の中で、家庭教育力の低下についてということでもございましたけども、今後、広報等であるときは周知するというところで答えをしておりますけども、これにつきましては、10月号広報からこの家庭教育力ということになるかわかりませんが、コラム的にシリーズ3回から4回程度ということで、今予定をしているところでございます。

また、各学校には6月の定例町議会が終わりまして、そのあとの校長会の中でも「学校だより」が今は全校年6回ほど配付予定になっておりますので、それにつきましても上原議員の言われたような情報についても、触れていただくようお願いをしているところでございますし、また今後も「まなベル」等においてわかりやすい情報の発信について努めてまいりたいというふうに考えておりますので、まだ現在ところこの分についてはこれから取り組む部分ということで、まだ町民の方からその反応というのはないということでもご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） なかなか情報を発信しても、それに対する反応を押さえるという

のはまた大変なことだというふうに思っておりますけれども、ぜひ例えば何か伝達する場所を提供しても人が集まらないからとか、なかなか反応がないということでその作業を止めるのではなくして、ぜひこれでもかというぐらい繰り返し繰り返し情報提供をしていくということに努めることが、先ほど言いました住民主導のまちづくりに向けての第一歩だというふうに思いますので、その辺については努力をお願いしたいと思います。

次の財政の実態と将来展望の関係でありますけれども、非常にこれについては、どの角度から入るのか非常に難しいところでありますけれども、今、様々な問題が提起されております。町長さんも先ほども口にしておりましたけれども、非常に厳しい財政状況と、将来がなかなか見えないということでもあります。でも、我々はこの地域で生きていくと、生活していくのだということからしますと、今自分が置かれているこの自治体がどういう状況にあるのか、どの位置にあるのか、先は見えるのかと、その辺をより明確に知りたいというふうに思うところでないかと思っております。そういう意味では、例えば管内的にはどういう状況にあるのか、また全道的な財政の位置づけはどうなのか。その辺についての資料も示しながら町民がなんとなく訓子府という町の位置関係を理解できると言えますか、そういう情報が必要でないかというふうに思うわけであります。こういう対応をするのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 町民の方に訓子府町の現状がわかりやすいように、他町の指数もあわせて比較的できるような形で広報すべきでないかというお尋ねだったと思っております。極力、今議員がおっしゃっているような姿勢でもって、いろんな広報活動をやっているつもりではありますけれども、ただ紙面の関係とか、町民の方にもそれぞれいろんな理解度の違いというのがございますので、その辺どこまで示していくのが適切かどうか、紙面の関係等も含めて今後も引き続き検討してまいりたいと思っております。ただ、昨年につきましては、指数関係の比較もできるようにということで、若干資料として示させていただいた経過もあります。ただ、それを広報に全戸配付するまでのものにしていくかどうかという部分については、まだちょっと課題もあるのかなというような気をしております。ただ、極力町の状況がわかるようなことでは配慮してまいりたいというふうに思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） この辺の比較対照の数値を示すべきだということは、当然第2次の合併提案が道から示されたということもございます。それでは他の合併した町村の実態はどうなのかと。うちの町は合併しなかったから、合併した地域以上に大変なのか、その辺の数値も示すべきだと思うのです。かつてから合併はバラ色みたいな言い方をしながら国上げて推進をしておりますけれども、実質、先般の道新における資料のとおり、公債費の問題等では起債制限がかかるようなパーセントが示されたということもございます。こういう状況だということをきちっと示した上で、町民が自分の町をどうするのか、どうとらえ、次の展開をどこに持っていくのか、その判断をできるような資料提供をどんどんしていくべきだというふうに思って、この対照数値を示すべきだというふうに考えているわけであります。

次に、起債の区分の明示でありますけれども、今いろんな場面で公債費の比率の問題等

も含め、財政の問題を論議するときに起債状況が論議され、その論議も熱を増していくばかりでありますけれども、ここで私は非常に起債の数が多くて、それぞれ一つの事業に対して様々な起債を起しているという事実もありますので、非常に難しいと思いますけれども、例えば庁舎についてはどういう状況なのかとか、起債を起している一番大きな事業は何なのかとか、それらを大まかにくくってでも示していく必要があるのではないかというふうに思うわけでありまして、町民自らが、自分の生活にかかる起債がどういうふうに町の公債費に絡んでいっているのか。その辺を知ることによって、今一つ大地に足を踏ん張れる条件にも要因にもなるのではないかというふうに、私は勝手に思っているわけでありまして。そういう意味で、起債についてももう一步踏み込んだ数字を示していく必要があるのではないかというふうに思いますし、またここで先ほども示しましたように公有林整備の事業関係の起債でありますけれども、非常に金額は大きくないのかもしれませんが、長い期間にわたるものすごく高利の起債があるというふうに見ております。今の山林の状況を見ますと、非常にこのバランスの問題と言いますか、山林評価と投資のバランスの問題が悪くなっているのではないかと思いますけれども、この公有林整備の事業起債がどのような町としての位置づけになるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） まず、1点目の起債の中でも特徴的なものだけでも広報すべきでないかということをございました。ただ、どれが特徴的かという部分でいきますと、やっぱり住民の公共の用に供するもので直接的使用料に出たとか、そういったものに跳ね返ってくるようなものについては検討の余地はあるのかなと思っております。今後のいろんな公共施設の収支状況などを公表していく中で、今のご意見を参考にさせていただきたいというふうに思います。

それと今、例をあげられておりました公有林整備事業の関係ですけれども、これにつきましては現在償還中のもので申しますと、昭和51年から昭和63年までの借入れを起したもので14本ございます。造林事業については、事業効果の発現までに長期間必要だということで、議員がおっしゃっていましたように40年間償還、元金据置が25年といった非常に長期のものということになってございます。当時は、こうした林業情勢になるということは想定されていなかったと思っておりますので、そういった意味ではこれだけの投資をしても、長いスパンの中で何とか回収できるというような判断に立ったものでなかろうかと思っております。ちょっと情報が古すぎて、私のほうも当時の経過までちょっと把握しきれない部分もあるのですけれども、そういったことをご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 後半の部分の公有林の整備事業の起債の関係でありますけれども、これらの金利の状況ですとか、返済に向けて公債費率に及ぼす影響というのは、さして問題がないというふうに認識してよろしいのでしょうか。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 問題ないと言いますよりも、公債費率等の支出計算のときに用いる重要な一つの要素であります。ただ、これは本当の一つの要素であって、ほかにまだまだ起債がたくさんありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今、お尋ねしたところ答えてないがあるのですけれども、利率がどの程度なのかという分。年度によって多少差があると思いますけれども。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 恐れ入ります。台帳を古い部分まで目を通しておりませんので、ちょっとお答えできない部分もあるのですけれども、直近の昭和63年度ですか、その時点では3.5%ということで、ちょっとそれ以前のものについては、資料持ち合わせておりませんのでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 昭和51年度からこの起債を起こしているわけでありましてけれども、例えば昭和51年度から起債を起こしたのが、平成18年度、今年度やっと返済が終わるということですので、それらについてのやっぱりいろんな状況、あえてこういう項目を示しているわけですから、それらについての資料把握はお願いをしておきたいというふうに思います。

それと、次の財政推計の関係でありますけれども、非常に状況が混乱している中での財政推計、大変だったのではないかなというふうに思いますけれども、この財政推計は説明3日間聞かせていただきました。そういう中で、第2次合併を前提とした財政推計でないかなというふうに、私自身勝手に感じたところでありましてけれども、そういうことがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、この先ほども申し上げましたけれども、合併することによってこの示されている財政難というのが打開できるのかどうか、その辺の認識についてもお聞かせをいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま1点目で、合併を前提とした推計かというようなお尋ねがございました。懇談会の中でもお話しているとおり、時点で想定できる仮定条件を設定したものでありまして、決して合併を前提、あるいは自立を前提としたものでもありませんのでご理解をいただきたいと思います。また、この状況を打開できるのかというようなお尋ねでございますけれども、基本的には収支の関係、これから国の施策によってどう変わっていくか非常に微妙な部分もございますけれども、基本的には打開に向けて努力するというご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今、課長から打開に向けて努力するという一言がございました。打開に向けて努力をするということは、議員だとか、町職員の努力だけでは到底結果が出ないわけでありまして。町民にいかに協力をいただけるのかということがカギになってくるだろうというふうに思います。そういう意味では、この財政推計をもとにした説明は尻切れトンボだったなと思うわけでありまして。それも先ほど申し上げましたように、いろんな混乱の中での推計ですからやむを得ないのかもしれませんが、少なくとも町民のこれからのまちづくりに協力をいただくという視点に立って考えたときには、もう少し足を前へ出せそうな、そんな状況情報、提供が必要でないというふうに私は感じたのですけれども、その辺についてはいかががお考えでしょうか。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 財政推計が、説明が尻切れトンボだというお話でございました。財政推計につきましては、懇談会の冒頭でお断りをしているのですけれども、以前、即再建団体に陥るような報道がなされたということもありまして、現状の財政状況を皆さん方に広くお知らせするのだということが1番目の最も大きい目的ございましたので、まずご理解をいただきたいと思います。

それと、あと一步踏み込んだ、踏み出した推計と言うか、説明も必要でないかということでもございましたけれども、またいろんなこれからの国の政策とか、そういったものを見極めた中で、さらに踏み込んだものというのは町民の皆様にお示ししていかなければいけないと思いますし、また懇談会の中で町長からもお話していただきましたように、合併するしないに関わらずに平成21年度が合併新法の一応ターニングポイントになっていますので、その間と申しますと逆算しますとそんなに時間がありません。そういった意味では、来年ぐらいには、場合によっては、町民の方ともっと踏み込んだ議論をしていくような議論の場というのが必要になるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今ご説明のありました近々の中で、今後の合併も含めたまちづくりについての、町の行方について、町民と議論をしていかなければならないということでもあります。で、あればなおのこと前段申し上げましたいろんな比較対照。町の置かれている行財政の状況を町民にしっかりと認識してもらおう。そういう情報提供に努めていただきたい。そうするのが私たち、そして職員の努めでないかと思っておりますので、ぜひその件については努力をしていただきたいというふうに思います。尻切れトンボと言ったのは、ある意味言われたほうとしてはショックなのかもしれませんが、何年を目途にという形で立てて、最後に数字合わせをしているような感じが見えてしまうと言いますか、ゼロになっているという、基金ゼロという部分でいくと。そういう見方ができるのかなというふうに思ってそういう発言をしたところであります。そこで必ずしも我々の生活が終わるわけでないという点からすると、先に向けての踏み出しができるそういう努力をしていただきたいというふうに思います。

それと、次の国政変化を踏まえた自治体としての対策についてでありますけれども、当然先ほどからお話ありました交付税の削減ということも含めて、地方財政の厳しさを一層増しているわけであります。しかし、これが削減されるからといって指をくわえて待っているわけにはいかないという点からしますと、今自治体としてできること、また住民としてしなければならないこと、それらについて明確にしていくということが必要でないかというふうに思うわけであります。交付税の算定要素の中に、この話が出るたびに人口要件と、人口というのがあります。私も度々耳にするわけでありますけれども、また前段と言いますか、かなり前になると思いますけれども、一般質問の中でも住民が住める住宅の確保という提案をさせていただきました。当然、それと重なるわけでありますけれども、訓子府の町に住居を構えて訓子府で仕事を続ける。そういう形が一番望ましいのだという単身赴任者等々がございます。それらについて、一向に改善が見られないと言いますか、私が求めるのが早急過ぎるのかもしれませんが、それらについての対策もきちっと打っていくということが必要かと思っております。例えば、私に話したある訓子府の町で仕事をしている単身赴任者でありますけれども、自分たちは年間200万円から300万円生活す

る中で落としていく。住宅費は、会社持ちだから高かろうが安かろうが私には影響ありません。わざわざ北見から通うのはしんどいという話が、以前もしましたけどもあります。ぜひ、こういう人たちこそ訓子府の町で生活してもらえよう体制づくりをしていくということが必要でないかと思えますし、そういう対策をきちっと打っていくということが、今できることでないかというふうに思います。

また、町民に具体的にこういうものを期待するのだということを提案していくこと。当然、子育ても含めて生活の環境整備という意味では、住民自らが一步踏み出す、人との関わり合いも含めて踏み出すことが大事でないかと思えますけども、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 今、上原議員のほうから多くの提案型の発言がありました。すべてがこれからの訓子府町の将来にとって正しい提案なのかどうなのかということも、中にはちょっと微妙に感じる部分もあったわけですが、いずれにしても、こうして一つひとつについて、いろいろと前向きな議論を重ねていくということは大事なことだというふうに思いますので、そういった意味では上原議員の今提案型のお話もしっかり私ども一つひとつ受け止めながら、また、取捨選択しながら私どももしっかり今のご意見受け止め、また検討させていただく中で、将来に向けた前向きな姿勢での取り組みというものをやっていかなければならないと受け止めたところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいまいろいろとご意見をいただいた中で、財政推計の今回の住民懇談会の中で示させていただきました財政推計が、たまたま平成22年度で底をつくという結果になりました。これは先ほどから企画財政課長がお話をしておりますように、今町が置かれているようないろいろな条件の中で、純粋に推計をさせていただきました。その結果が、今回のような平成22年度で基金が底をつくという結果になったわけございまして、一昨年あたりの置戸町との合併を協議する時点での財政推計では、平成20年度で底をつくぐらいの状況だったと思います。それが議員の皆さんのご理解もあり、町民の皆さんのご理解をいただきながら、あるいは職員の給与節減といういろいろな行革を行いながらやってきた結果で、現在置かれている状況の中で、平成22年度で基金が底をつくという状況になったわけで、純粋な形でお示しをさせていただきました。合併を、我々が意図としてそういう推計をしているということは全くございませんので、誤解のないように一つよろしくお願ひしたいと思いますし、上原議員さんにももしそういう誤解をされている町民の方がいるようでしたら、何とかそこら辺ご説明をいただければ幸いかと存じます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） この辺については、これから次の訓子府のまちづくり指針について、どういう考えを持っているのか、どういう方向に進むのかというところで、私も含めて努力をし、町民と共に前に進まなければならないというふうに考えているところでありますけれども、先ほど町長の答弁の中にありましたように、非常に国の対応で町の方向が変わるのだというぐらい厳しい状況にあると。また、12月には第5次の総合計画が示さ

れ、その基本に沿ってまちづくりをするのだということでもあります。それはわかりました。そういう一つひとつのまちづくりの計画案というのも大切でありますけれども、町民がどこに向かっていくのだろうかという、何て言いますか、自分の頭の中で町を描けるような、そういう提案があれば例えばこれからのまちづくりに参画してくださいと。いろんな提案をしてくださいということをお伝えしたときに、反応してくるのではないかというふうに思うわけでありまして。確かに、何々をつくりたい、何をどうしますというのも大事なことでありますけれども、この町がこの歴史を踏まえて可能な限り進むのだよという、もしそういう提案があるのであれば、これはそこに住む誰もが自分なりにいろんな思いを乗せて提案をしてくるのではないかというふうに願うところですが、その辺についてのお考えはいかがでしょう。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいまのご質問、ご意見の中にありました将来に向けて町民が希望を持って進めるような何かその方策と言いますか、そういうものを打ち出すべきだという話ございました。

先のまちづくり懇談会のときにもお話を申し上げましたし、前段町長が答弁をいたしましたように、新しい第5次の総合計画の中で、その方向性をというお話をさせていただきました。ただ、先ほどの前段の財政推計絡みの、あるいは合併がらみのお話等々も含めて、まちづくり懇談会でもお話をさせていただきましたけれども、財政推計で平成22年度で基金が底をつくという今現在での推計ではそうなっておりますが、我々職員も含めて、さらに限界はあるかと思っておりますけれども、行政改革にさらに取り組み進めることによって、これが平成21年度あるいは平成22年度に延びていく可能性も私はあると思っております。ただ、国の対応によっては、もっと早くに基金が底をつくかもしれません。これは何とも言えないのが現状でございますので、そういう点から申し上げますと非常に将来に向けての希望が持てないというふうに思われるかもしれませんが、そういう中で少しでも希望が持てるように、さらに全力を尽くして経費節減等々含め取り組んでまいりたい。そして、1年でも長く町民の皆さんが自立した生活、希望の持てる生活ができるようなまちづくりに努力をしたいというふうに現時点考えてございますので、この辺でご理解をいただきたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） もう時間が残り少なくなりますけれども、今助役から説明あった思いは、状況をよく理解しているつもりであります。しかし、いろんな状況を見たときに、ここで両手をあげて後ろを向くというわけにはいかないと思うわけでありまして。そういう意味では、町長はじめ町職員こぞって「これからがんばるぞ」と、町民みんなに協力してもらって、「この町を何とかしようや」と。そういう意気込みを示していくと。現実には現実。でも、夢を追えるようなそんな姿勢を示していくことが、ある意味ではこの町の先ほど助役が言いましたさらに先へ進める。そういう礎になるのでないかというふうに思います。その辺についての取り組みをお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 今、上原議員のご意見、もっともなことだというふうに私どもも理解しております。大変厳しい状況にはございますけれども、私どもは常にこの町が自

立で今いる以上、本当に町民の皆さんがこの町に住んで良かったと思えるまちづくりがまず原点であり基本であるというふうを考えておりますので、どんな状況になりましようともこの基本的な理念、考え方というものはきちんと維持できるように、最善を尽くしてまいりたいというふうに思っております。ただ、ご案内のとおり、私がこの町に来て町長に就任させていただいて以来、町職員も20人以上、今削減されているわけでございます。そういった意味では、町民に対するサービスという面で、ある程度町民の皆さんにも我慢していただいている部分もあるかもしれませんが、しかし、財政的な問題を考えるとすべて町民の皆さんの要望どおり何事もできるというようなことにもなりませんので、できるだけ経費削減をしながら、それをまちづくりに回していくというような姿勢で取り組んできているのも現実でございますので、大変厳しい状況にありますので、町民の皆さんにもある程度をこのこうした厳しい中での自立というものを念頭に置きながら、これからまた私どももより一層町民の皆さんの目線に視線をおきながらがんばっていかねばならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで10分間休憩をし、午後3時20分に再開いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は1番、田中與士信君の発言を許します。

田中與士信君。

1番（田中與士信君） 前回に引き続きまして、この10月から完全実施になります障害者自立支援法についてお伺いをしたいと思います。

4月からこの法律は実施になりまして、応益負担が導入をされました。その状況下、障害者の置かれている環境が激変していると報道されています。

負担に耐えられないとした施設退所、退所したあとの障害者の引きこもり、食事代を含む利用者、保護者の大幅な負担増などが主な原因となっておりますが、さらに10月本格実施で、補装具、障害児施設利用の利用料の1割負担が導入されます。これらを踏まえまして、この障害者自立支援法に関わってお伺いをしようと考えています。

まず、1点目なのですが、応益負担導入で全国での利用者負担の総額が860億円と試算されており、国、地方の財政負担がそれだけ軽減されることになるとは思いますが、今議会提案の補正予算の関連分で、町としてすべてなのか伺いたい。

また、町の予算負担軽減分を障害者の利用料負担軽減に回すことができないか。これについて伺いたい。

2点目に、北海道は、障害者福祉計画に5年間で道内の施設入所者を14%、1,700人減らす数値目標を打ち出しましたが、地域での基盤整備の遅れ、不足の現状をどのように考え、対処するのか、道の数値目標についてどのように考えるのか所見を伺いたい。この14%は、国の求める目標7%の2倍になるということになります。

3点目なのですが、町内関係者に関わる障害程度区分について報告をお願いをしたい。また、サービスの利用実態、利用者の意向が反映できる区分結果になっているのかどうか。町は制度上利用実態、意向を尊重したサービスの支給責任があると思うが、所見を伺いたい。

国は、国会答弁で「現行水準を後退させない、障害程度区分ごと国庫補助も補助実績」で行うとしていますが、約束を守らせることがどうしても必要と考えますが、合わせて伺いたい。

4点目に、地域活動支援センター、地域生活支援事業について伺いたい。

この支援センターに関わる関係なのですが、これらの事業が地方交付税による補助事業がベースになるが、関連する事業の運営が可能な限り、支援、予算配分実施の意向確認を求めたいと考えています。これについてお答えください。

2点目に、国の地域生活支援事業予算は、200億円とあまりにも少ないが、運営実態に合う予算となるよう国・道に対する働きかけを求めるための所見を伺いたい。

大きい5番目になりますけれども、町内関係施設入所者、それからその人たちが入っている入所施設、これらの状況調査。それから通所施設の利用状況などの調査が必要でないか。これらの施設から退所の実態がないかどうか。また退所後、引きこもり、これらがおきていないかどうか。それから、施設運営が困難な状況にあるという報道もありますので、これらについて伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 障害者自立支援法について、5点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

まず、1点目の「制度改正で財政負担が軽減されるが、今議会の補正予算ですべてなのか、また町の予算負担軽減分を障害者の利用料負担減に回すことはできないか」とのお尋ねですが、現時点で想定されるものにつきましては、すべて予算計上させていただいておりますが、施設体系など最長5年間の経過措置があり、今後、順次計上させていただくことになる経費も発生することもあるかと考えられます。

また、町の負担軽減分を障害者の利用料負担軽減に回せないかとお尋ねですが、今回の制度改正に伴い、地域活動支援センターへの町の負担が増えることや、地域生活支援事業に対する国の補助金が「統合補助金」とされており、制度の改正によって町の負担が軽減されることにはならないものと考えております。

次に、2点目の「施設基盤整備の遅れ、不足の現状がある中で、北海道障害者福祉計画では施設入所者の減少率を国の2倍に設定していることに対する所見は」とのお尋ねですが、地域における障害者施設の整備に関しては十分ではないと認識をしておりますし、本町におきましても、施設の入所希望があっても退所者が出るまで待たなければならないという現状もあります。

このような状況を見ると、国や北海道が進めようとしている「障害者の自立と地域社会への移行」という考え方には共感できるものの、地域での受け皿が十分でない中で、障害者や家族の立場になって考えると疑問に感じざるを得ません。

3点目の「障害程度区分の判定結果と、障害程度区分ごとの国庫補助も補助実績で行うことを国に守らせることが必要ではないか」とのお尋ねですが、本町の障害程度区分判定

の対象となる方で、現在までに認定審査会において判定を受けた方はおりませんので、判定結果をお答えすることはできませんが、制度運用の範囲の中で、できるだけ利用者の意向に沿えるよう努力をしてみたいと考えております。

また、障害者施策に対する国庫補助につきましては、従来から実績で交付されてきており、今後においても実績補助されるものと考えておりますが、状況を見ながら対応してまいります。

4点目の「地域活動支援センターについて、事業所への支援、予算配分の考え方、また地域生活支援事業予算の国、道への働きかけ」についてのお尋ねですが、本町の地域活動支援センターは、今まで地域共同作業所として運営されてきた「たんぼぼ」と「ほんわか堂」が合併し、新たに設立されたNPO法人「福祉サポートきらきら本舗」に委託をすることとしており、その運営財源となる補助基準につきましては、区分型で基準額750万円、内訳は基礎事業として600万円、加算事業として150万円となっております。

このうち基礎事業600万円は、道と町が2分の1の300万円を負担することとされているほか、加算事業の150万円につきましては、国庫補助2分の1、道と町がそれぞれ4分の1負担することとされており、今定例町議会におきまして補正予算として計上させていただきます。

従来の「支援費制度」の利用者が想定を大きく上回り、財政事情が厳しくなったことが「障害者自立支援法」成立の背景にあるとも言われており、状況は厳しいと思いますが、障害のある方が安心して暮らせるよう、今後も国・道に対して必要な働きかけを行ってまいります。

5点目の「施設入所者や施設の利用状況などの調査が必要ではないか」とのお尋ねですが、障害者自立支援法の施行に伴い、施設利用料の原則1割負担や障害程度区分が導入されたことによって、障害の程度によって受けられるサービスが決められるなどの理由により施設退所を余儀なくされる場合や、施設そのものの運営が困難になるなどの報道も一部にあり、懸念される状況にあると認識をしております。

本町からは、身体障害、知的障害合わせて26名の方が施設を利用しておりますが、これらの方の状況を把握しながら、今後も適切なサービスを受けられるよう努めてまいります。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 最近の介護保険の制度改正、あるいはこの障害者自立支援法に基づく制度改正。これらを見ていますと、憲法第11条で基本的人権が侵せない永久の権利だと。そして、保障をするのだという憲法の精神や、あるいは憲法第25条でいう健康で文化的な最低限の生活を営む権利。これらがどこへ行ってしまったのかなというように思いますし、つい何年か前に国際障害者年がありました。障害者の全面参加と社会参加ということが叫ばれました。それらに基づいていろいろな制度改善などが行われました。それらがどこに行ってしまったのかなというように思わざるを得ないような状況になってきているなというふうに感じています。そのような私の所見なのですが、そういうような状況なのですが、これらの障害を持った方たちの置かれている環境が、いわゆるノーマライゼーションの精神からするといい方向にはいっていないと。置かれている環境が非

常に厳しいと言いますか、いわゆる介護保険と比べましても、一般的に言いますと所得が非常に低い。そういう中で、1割負担を義務づけられたと。こういう状況を見まして、今全国各地でこの障害者自立支援法に対する地方自治体の予算措置をする自治体が増えていきます。この数は、介護保険がはじまった当初の約2倍だと言われています。それほどやっぱりその障害者にとって厳しい環境なのだということにとらえなければならないのではないかなと。8月の中ごろの数字なのですけれども、全国の1,820の自治体のその当分で248自治体が何らかの予算措置をすると。それで対応するというように表明していますし、それ以降数もどんどん増えているというような状況になっています。それだけ障害者の置かれている環境というのは、非常に今厳しいのだということにとらえてもいいのではないかなというように思います。訓子府について言いますと、今回の補正予算を見ますと、確かに地域活動支援センターに関する予算が非常に大きいと。なかなかそういう状況からしますと、予算が減ったのか増えたのかあまりよくわからないと言いますか、結果としては増えているように見えるのですけれども、実際にはこの地域活動支援センターの予算が非常に大きいのだと。それで結果としては、こういう数字になっているというふうに見れるのではないかなというふうに私思うのですけれども、それでまず聞きたいのは、先ほど申し上げましたように憲法で規定をしている社会福祉あるいは社会保障、公衆衛生、これらの向上に国は努力しなければならない。それから地方自治法では、押しなべて住民の福祉の向上に努めなければならないと。こういうふうにはっきり規定をしているのですけれども、その精神に沿って言えば、今の障害者の置かれている環境について、どうやって必要な対応をするのかということが求められていると思います。予算措置は、今の財政事情ですから非常に厳しいのですけれども、しかし、そういう中でも自治体としてやらなければならないことがあるのではないかと。特に今回はそういうことから言いますと、この支援法に関わって何らかの手助けをするということは必要でないかと思うのですけれども、それについて伺いたい。

それから地域活動支援センター。これは「ほんわか堂」を中心にした町の障害者の組織が自ら努力をしまして、NPO法人の認可を取り付けたと。障害者組織として必要な活動やあるいはいろんな事業、これを継続あるいは改善、向上させると。そのためにどうしても必要な組織として、努力をした結果として認可を受けたと思うのです。そういうことからすると、町はその認可に追随して事業を委託するということになるのかなと思うのですけれども、ただ訓子府でも障害者の組織としては、確かに今度新しく認可された「きらきら本舗」や「わたぼうし分室」がありますけれども、それ以外にも障害者がいると。実際には、いろんな障害者に関わるサービスが本当は必要な人がいるのではないかなと。だけど、なかなかそういう状況になっていないというのが本当のところではないのかなと思うのですけれども、それらの状況をどんなようにとらえておられるのか伺いたいなと思います。

それから、3つ目で聞きました障害程度区分なののですけれども、この判定が訓子府では判定を受ける人がいないというお話でした。ちょっとなぜなのかなと。障害を持っている方たくさんいるので、通常でしたら介護保険もそうですけれども、一つの基準にありますよね。判定を受けるということが。なぜなのかなと思うのですけれども、厳密に本当に受ける資格がないとそういう状況なのかどうか、そこらについて伺いたい。

それから地域活動支援センター、あるいは地域生活支援事業について聞きたいのですけれども、この活動の運営に関わって町と道が半分ずつ補助金を出すというような確か説明だったと思います。いずれにいたしましても、この組織や運営を継続するという意識があって可能な限り基本的にそれを支援していると、また予算配分をしていく。道と町が半分ずつ出すということになりましたら、道にも同じようにこれを求めていくと。これどうしても大事だと思うのですけれども、これらについての意向はどうか伺いたい。

それから、この訓子府の障害者施設が運営方法を変更して、「きらきら本舗」あるいは「わたぼうし分室」として10月1日から実際に活動継続するわけですけれども、この中でも例えば本来今まで継続していたボランティアの謝礼の廃止だとか、所長給与あるいは視察研修を中止するとか、基金の取り崩しとか、運営方法などを変更して何とか事業を継続するというようなことで計画をしているのですけれども、そういう状況を見ますと、運営するのになかなか困難が予想されるのかなと思ったりもするのですけれども、それらについてのどのような認識あるいはどのように見ておられるのか伺いたい。

それから5点目に関わって聞きたいのですけれども、町内関係の施設入所者あるいは施設通所者。これらの状況把握なのですけれども、状況把握をしたいというお話でした。どんな方法ですのか、改めて伺いたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま自立支援法に関しまして、6点ほどのご質問をいただきました。

まず、1点目の障害者に対する町の支援策。どう必要な対応をするのかというご質問でございますけれども、確かに全国的に見まして、そういう単独で自治体が支援をしているというところも現れているというふうには承知をしておりますけれども、道内に見ますとちょっとまだ数が少ないというか、少なくとも近隣でそういうことを想定しているところが今の状況ではないというふうに理解をしております。こちら辺のところは、今後様子を見ながら必要があれば検討していくということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、2点目の障害者の組織に入っている人以外にもサービスが必要な障害のある方からいるのではないかということではございますけれども、確かに潜在的にはあるのかなというふうには思います。現実問題として、例えば保健師の普段の活動の中で関わっている方もいらっしゃいますし、その関わったことによって例えば今の「ほんわか堂」につながった方とか、そういう方もいらっしゃいますので、日頃の活動の中でそこら辺の状況を把握しながら対応をしていきたいなというふうに思います。

それから、障害程度区分の判定を受ける者がいないのはどういうことかというようなご質問ございましたけれども、これは受ける者がいないというわけではなくて、まだ判定を受けていないということでご理解をいただきたいのですが、まず居宅介護の体系が10月から変わるということで、この関係で言いますと6名の方が区分判定が必要になってまいります。それでこの6名のうち4名につきましては、すでに認定調査を終えております。判定の程度が低いのですけれども、今の認定調査ですから認定審査会にかかって正式な判定が出たわけではないということで、正確にはお答えすることができませんけれども、今その居宅介護の利用を予定しているその利用自体には問題がない程度だというふうに考え

ております。それでこのうちの2名につきましては、今月26日に審査会が開催されますので、そこで決定される予定になっております。10月に間に合わない方も6名の中にはいらっしゃるかもしれませんが、この方たちについては暫定的に至急決定をされるということで、とりあえず支障はないだろうと。あと施設入所者につきましては、20数名施設利用者がいらっしゃると思いますが、この方たちについても区分の判定が必要になってまいりますけれども、施設の体系の移行が5年間の経過措置があるということもありまして、今急にすぐに認定が必要になってくるというのはちょっとまだ出てこないのかなというふうに思っております。

それから、地域活動支援センターの関係でございますけれども、道と町が補助金2分の1、基礎部分の600万円について2分の1ずつ負担をすることになっておりますけれども、これにつきましては交付税で措置をするということで、それで道と町が2分の1負担をなさいますということになってございまして、この分についてはこの支援センターが市町村に設置が義務づけられたということでございまして、訓子府の場合はたまたま「きらきら本舗」に委託をさせていただくということでやってまいりますけれども、これについては法律の中で各市町村にセンターの設置が義務づけられたということがございますので、将来的にわたってもこの分については当然予算措置が必要になってまいると。これについては、町についても道についても同じことが言えるのだろうと思っております。

それから、新しくできるその「きらきら本舗」の運営状況でございますけれども、10月からということでその運営実態、運営方法についていろいろ工夫されているというお話を聞いておりますけれども、具体的に財政的にどの程度のどういう状況なのかということまでは、まず始まってみないと、決算状況などを見てみないと、ちょっとこちらとしてもお答えが難しいのかなというふうに思います。ただ、今まで共同作業所を「ほんわか堂」と「たんぼぼ」という2つの共同作業所がありまして、これらの2つの共同作業所に対する補助金の額よりも、今回の「きらきら本舗」に対する補助金の額は金額的には増えてくるということにはなります。

それから、最後にご質問いただきました町内関係者の施設利用者の状況の把握方法でございますけれども、当然施設体系が変わってくればそれぞれ入所者の区分判定を行わなければならないと。区分判定をした時点で、その施設が利用できなくなるかどうかというようなことも判明してまいりますし、そこでその利用者負担がまた負担が大きくなって、万が一退所を余儀なくされるというような状況が発生をしたとしたら施設を利用されている方が20数名ということで、町としても個別に把握することは十分可能な数字であろうというふうに思いますので、その時点で適切に対応をしてまいりたいというふうに思います。ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたしたいと思っております。

田中與土信君。

1番（田中與土信君） 利用の可否の判定だとか、それから5番目なのですがけれども、町内関係入所者に関わって今までと状況が例えば変わってしまうというような事態が起きたときに、町としてどんな対応をするのでしょうか。状況把握だけでなく、家庭の事情あるいは本人のその事情、障害の状況などを考えますと、施設で生活するのが一番いいと

いう自体がこれで変わってしまうというようなことになったときに、町として何かできることがあるのかどうか伺いたい。

それから、先ほど道内の要するに支援法に関わっての負担軽減対策について、道内の状況でないと言いますか、見られないと、状況を見たいというような話でしたけども、もうすでに帯広とか、旭川、函館、北見も今度何かそれなりの対応をするというような話が出ています。そんなようなことで状況から言えば、必要な状況だというように各自治体が考えはじめています。地方自治法に照らしても、やっぱりせざるを得ない状況だということだと思ふのです。そういうことですからいろんな財政事情もありましようけども、やらなければならないことの一つになるのではないのかなと思ふのですけれども、それについてどうでしょうか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、1点目の町内関係者の施設の利用、判定結果によって、その変化する状態が出てきたときどのような対応するのかというお尋ねでございますけれども、正直申し上げまして、その方その方の個別の状況を見なければ何とも対応のしようがないということでございますけれども、例えばあり得る話としまして、現実に施設利用者が判定を受けた結果、程度が軽くて施設を出なければならぬとした場合に、その場合はそれはもう法律で出なければならぬということなればやむを得ない、そこにいられないという結果になった場合、町が置いてくれという話にはたぶんならないでしょうから、その場合は例えば程度が低くても入れる近隣のグループホームを探すとか、そういうような個別の対応をしていかなければならぬのだろうなど。それはそういう状況が発生したときに、これは法律で決まっているから町が一切対応しませんよとか、そういう話にはこれはなり得ないと。何らかの措置を町が講じていくと。そういう新たに入所できる場所を探すとか、そういう対応は絶対に必要であるというに思っております。

それから、2点目の負担軽減対策につきましては、確かに帯広市とか、そこら辺のところでは実施するというような報道もありますし、検討されている自治体も増えてきております。これは私申し上げているのは、その負担軽減対策が必要がないということではなくて、そういう負担軽減対策が必要な方がもし出たのだとしたらそれはそれで検討していくと。まず、今は制度改正で新しく始まるわけですから、その状況を見極めていく必要があるのだろうなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 最後に確認して次に移りたいのですが、先ほど答弁のありました施設入所から制度の変更のほか、在宅もしくは何らかの実態で退所を余儀なくされると。それについては、町として何らかの関わりで援助すると。例えば、施設を探すとか、手伝いをするということは間違いのないですね。それだけ確認して、次に移りたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 今の件につきましては、福祉保健課として言うよりも町として、障害のある方が適切にと言いますか、安心して暮らせるというその観点でいけば、町としては間違いなくそういう対応をとっていくということでお約束できるというふうに思ひます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 次の介護保険について伺いたいと思います。

介護保険は、この10月1日から新予防給付に対する対応をしなければならなくなっています。

新予防給付は、要支援1と要介護1の方を要介護1もしくは要支援2に分類して要支援1、2を予防給付の対象にすると。これの制度化によりまして、ケアマネジャーの体制、それから介護度1の振り分け、それから予防給付に必要なサービスメニューの整備と。これがすでに終わってなければならないのではないかなと思うのですけれども、どんな状況になっているのか伺いたい。

それから2つ目に、通所サービスの現状と改善についてということで伺いたいのですけれども、確か訓子府の特別養護老人ホームにありますデイ・サービスセンターの定数が25名になっています。先だって、所管事務調査で定員割れを起こしていると。これと同じように新しくグループホームができたわけですけれども、ここにもデイ・サービスの収容定員が10名収容できるようにお願いをしたという経過があるのですけれども、そうなりますと35名になりますか。実際には、25名でさえ割っているという状況になっているのですけれども、これらの状況を踏まえてどのように対応するのか伺いたい。

それから3点目に、施設運営に関わって伺いたいのですけれども、特養の運営、それからケアハウスの運営なのですけれども、特養は個室のその対応と言いますか、個室対応になるのかどうかということも含めて、現在定員50名なのですけれども、なかなかこの50名の50床では非常に運営も厳しいと。今の介護保険の制度の中ではですね。というように伺っていますけれども、将来見据えて特養をどうするのかと。それから、ケアハウスをすでに介護保険の対象施設として移しなさいと、そういう施設にいなさいという指導があるそうですけれども、そうなりますと養護老人ホームと同じようなことになってしまうのかなと。現在のケアハウスが定員17名ですから、17名ですととてもじゃないけど運営できるような状況ではないのではないかなと思うのですけれども、そういうことも含め、これらの施設のあり方が将来どうなるのかという点について伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 介護保険につきまして、3点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

まず、1点目の「新予防給付に対する対応はできているか」とのお尋ねですが、10月から設置を予定している地域包括支援センターの人員体制につきましては、ケアマネジャーの資格を持つ保健師が2名で実施していくこととしております。

3分野に大別される包括的支援事業を適切に実施するため、原則的には保健師または経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を置くことが求められますが、除外適用により、本町の場合は2人体制が認められております。

新予防給付対象者に対するケアマネジメント業務への支障はないものと考えておりますが、地域包括支援センターの業務内容が広範囲にわたるため、他の部署や社会福祉協議会などの関係機関との連携を図りながら実施していくこととしております。

介護度1の振り分けにつきましては、9月末までに介護認定の期限を迎える5名のうち2名が要支援2と判定されており、新予防給付の対象になります。

新予防給付のサービスメニューにつきましては、口腔ケア、栄養改善、筋力トレーニングなどを実施し、状態の改善につなげていく必要がありますが、現状では事業所での専門員の確保など、体制を整えていくことが難しく、当面、集団的に行われるレクリエーションや創作活動などを行うアクティビティなどを実施していくことになるものと考えられます。

2点目の「通所サービスの現状と改善について」のお尋ねですが、訓子府福祉会が運営している通所サービスは、利用者の減少が見られ、改善の余地があると考えておりますので、居宅介護支援事業所のケアマネジャーなどとの連携を一層密にして、必要なサービスの提供を図れるよう検討してまいります。

3点目の「特養、ケアハウスの施設運営のあり方について」のお尋ねですが、特別養護老人ホーム静寿園は、建設から18年が経過し老朽化が目立つことから、本年度から5カ年程度をかけて改修する予定となっております。

近年の流れとして、個室化やユニット化などが求められていますが、当面は現状の形態を維持していかざるを得ないものと考えております。

ケアハウスにつきましては、定員17名で運営されていますが、道の運営費補助が削減の方向にあり、特定化により介護保険施設への転換も検討されていますが、定員や入所者の介護度の問題もあり、静寿園同様、当面は現状の形態を維持していくことになるものと考えております。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 新予防給付は、介護度1から2名が要支援の2に変わったということだと思います。一応制度上、ケアプランの作成は1人のケアマネが8名というふうに制限されています。実際に今の状況から言いますと、数だけで言えばもしかしたらケアプランを作るのは可能なのかなと。だけど、ほかの仕事ができるのかなと正直思うのですけれども、そういうのも含めて包括支援センターの状況が、実際に今の介護保険の新しい制度移行に完全に対応できるまでと言いますか、それにはちょっとどのぐらいかかるのかと心配なのですけれども、それらについてちょっと見通しを伺いたい。

それから、介護度1からの振り分けはわかりましたけれども、要支援の1、もしくは新たに今まで要するに介護認定を受けてない方から要支援1、2になっている方が実際にはどの程度現在いるのか、参考までに聞きたいと思います。

それから、通所サービスの現状の改善ということで、これについては改善の必要があるというお話だったと思うのですけれども、改善と言いましても、正直言ってなぜこういう状況になっているのかなと。例えば、その介護保険料の負担あるいは利用料の負担。これらが重荷になって結果として利用していない状況なのか。特に税の制度が変わりまして、今まで住民税の非課税世帯が課税に変わって、介護保険料がガバッと上がるというような事態も発生していますので、そういうものがあって今の状況になっているのかどうか。これちょっとわかりませんが、そうだとすればと改善するのか伺いたい。

それから3つ目の施設運営なのですけれども、当面ケアハウスは現状維持ということですけれども、今の道の財政事情を考えますといつまで続くのかなと。その状況によりまして、今からそれなりの備えをしないと運営できない。施設があっても、結果として利用で

きないというようなことになってしまうのかなという心配もあるのですけれども、その点についてはどうですか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、最初に新予防給付の関係でございますけれども、ケアプランの作成、ケアマネ1人8名に制限されているというお話ございましたけども、これは包括支援センターのケアマネジャーが、ケアプランを作成する分には人数制限はないと。ただ、包括支援センターからほかの居宅介護事業所に委託に出す場合には、1人8名という制限があるということで制度的にはそういうふうになっております。

それから、最終的には新予防給付の該当者、要支援、要介護1から移行する人を合わせまして、おそらく今の状況でいけば60名前後かなというふうに思っております。

それから、認定を受けていない者からどの程度、その新予防給付に移ってくるかというところですけども、今年度中と言いますか、来年の3月までの見込みで今60数名と申し上げましたけども、来年の3月までに今の要支援1から移ってくる分、それから新規を見込みまして、おそらく来年の3月の時点で35名程度が新予防給付の対象になるだろうというふうな今のところで予測をしております。

それから次に、サービスの利用者の減少の理由についてのお尋ねございましたけども、この話がありまして、9月11日に関係する機関で集まりまして、その原因と対応について協議をしております。それで、その利用者減の理由等にそれぞれ担当するケアマネとか、そういうところから理由を聞き取りをしたわけですけども、まず、その理由としましては利用者の登録はしているけども、当日になって欠席する例も多くて利用人数の減少が見られる。それから身体状況の悪化等により、入院や介護保険施設に入所することによる減少も目立っていると。それから重度の認知症の介護の手間によるもので、単純にその利用人数だけで施設ではちょっと判断ができないというような話もございます。それとか、あと確かに今言われましたような利用者負担の面での問題が大きくて、デイ・サービスの利用につながらないことも多いというような報告も受けております。

それでいろいろの状況を聞いていきますと、ケアプランを作成するケアマネジャーと、それから訓子府福祉会が担当すると言うか、持っていますデイ・サービスとの連絡調整の部分にちょっとまずい部分も見えるということで、これからはそこら辺の連絡調整をこまめにやりながら利用につなげていく、それからまた施設としましては、例えばその施設の見学会を老人クラブに対する見学会を開くとか、そういうような対応を図りながらデイ・サービスの利用につなげていくというようなことで、先日ちょっと話し合いが持たれております。それで、新しくできましたグループホーム10人定員でデイ・サービスがはじまりますけども、昨年その新しいデイ・サービス計画があったときには、私たちが聞いている範囲では今も訓子府福祉会が行っているデイ・サービスで手いっぱいだと。いっぱいいいっぱいで、もうこれ以上受け入れられないというようなお話を聞いていましたので、計画の時点ではそういうような状況があったということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、ケアハウスの関係でございますけれども、確かに道のほうからは、道の財政が厳しいのでケアハウスに対する補助金を削減したいというような話がケアハウスにありまして、そういうことで特定化を図りなさい、介護保険の適用を受ける施設になって運営をしていきなさいということなのですけども、現状の17人の定員の中で介護度の重い

人と言いますか、今の状況の中では一定程度、介護度の重い人が入っていなければ、介護保険施設として特定化施設として成り立たないという現状がありますので、今の時点で何らかの手を打つと言いましても、ちょっと方法がないというような状況にあるのかなと。道は昨年の時点では、補助金を思いっきり削減するような話だったのですが、今年の状況を見ていますと、それほど大きくは削減をされていないというようなことで聞いておりますので、もう少し様子を見ていかなければならないのかなというふうに思いますので、ご理解をお願いします。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 例えば、その通所サービスの現状と改善に関わって、改善できるものが何点か、要するによく知ってもらおうというような、そういうことでの働きかけとか、本来介護認定を受けているということは、介護の必要があると、サービスを受けたいという意思の表れだと思うのです。そういうことから言いますと、通える環境になれば本来は通ってもおかしくありませんし、普通なのだと思うのですけれども、ただ、費用の問題はその費用負担の軽減を図らないと改善にならないのかなと思うのですけれども、それは何らかのいい方法がないのかどうか。

それからもう一つ、時間ありませんので、こんな方法がどうなのかわかりませんけれども、ケアハウスは置戸町はかなり大きな養護老人ホームがありますけれども、あれは道の施設かな。でなければ、例えば訓子府を分室してもらおうとか、何かそんなので生き残る方法はないのですか。とにかく施設として、生かしていけるような対応をぜひ今から考えてほしいなと思うのですけれども、最後に伺って終わりたいと思います。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、1点の通所サービスの改善について、利用者負担の軽減を図らなければ改善につながらないのではないかというお話でございますけれども、理由の一つには確かに利用負担の面という問題があるという方もいらっしゃるということで、ただ、それがどこまでのものなのかというのがまだそこまで押さえきっておりませんので、そこら辺のところは今後も調べていく必要があるかなというふうに思います。

それから、ケアハウスの置戸町の老人ホーム。置戸の老人ホームは町営でございますけれども、その分室にできないかというお話でございますけれども、ちょっとそこら辺のところというのは検討したことがございませんので、方法があるのだったとしたらちょっと勉強はしてみたいなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

本日の会議は一般質問にとどめ散会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時からです。

散会 午後 4時19分